日本資本主義における従属労働関係の法的構造 (その一)

--- 産業資本確立期を中心とする研究 ---

宇 田 咱 郎

(教育学部・法律学研究室)

On the Legal Construction of the Dependent Labour-Relations in the Capitalism in Japan (Part 1.)

- A Study at the Age of Establishing Processes of Industrial Capital

By

Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kôchi University)

総 目 次

序 言

日本資本主義における従属労働関係の法的構造 (産業資本確立期を中心とする研究)

前 提 (「従属労働」の予備観念)

緒言

_

三 (構想)

- (→) 視 角
- (二) 分析の視点としての基礎観念
- (三) 分析の展開

第一章 雇傭契約の締結・過程

第一節 雇傭契約の締結

[附記]

第二節 労働者の誘拐・争奪(労働力確保の前近代的方式 (1))

第三節 「職工」の偽名詐称と「職工登録制度」(労働力確保の前近代的方式 (2))

〔附記〕

〔本章の結語〕

〔補説〕 (鉱山労働の場合)

第二章 雇傭契約の内容

序説

第一節 雇傭契約の内容(条項)の定型とその綜合的考察

第二節 契約条項の個別的分析

第一 工場主,監督者の命令及び工場規則(就業規則)は,現在のものも将来のものもと もにこれを遵奉すること

第二 職工は契約期間中は如何なる事故を生じても、 必ず 自分から 退職を 願出でざると

第三 会社は、職工が工場規則(就業規則)に違反せるため、あるいは契約に違反せるために、減給をなし、また未払賃金、積立金の没収(差押)をなすをうること

第四 会社は自己の都合により何時にても解雇をなしうること、この場合職工は何ら異存なきこと

第五 雇傭期間は何年とすること (附・雇傭契約の法的性格・構造)

〔補説〕 雇傭契約と同盟罷業禁止

第三章 労働条件

序説

第一節 原生的労働条件―低賃金と長時間―の法的根拠

第二節 労働条件の一方的・絶対的決定の諸形態

第一款 労働時間の関係

〔視点〕

第一 長時間=過度労働を一般的形態とすること —— 徹夜業と連続労働

第二 始業・終業時刻・休憩・食事時間,休日などについての一方的・絶対的決定—— これらの,「恣意」による無規律状態の一般的支配

第三 特に工場制工場において、時間、休憩、休日、食事時間などにつき若干の規定が存する場合にも、出来高払制と「見番」〔=監督〕の方式によって代表される「強力」一身分的支配により、規定が空文化してしまうこと—(見番制の問題)

〔労働時間関係の結語〕

第二款 賃金関係

基礎観念

- 年期契約における「賃金」の欠如性(そこに現われる従属関係)
- 二 出来高払制による労働時間の無規律性=過度労働――身分約拘束
- 三 賃金の支払形態
 - I 出来高払制
 - Ⅱ 長期払
 - Ⅲ 強制貯金制度
- 四 賃金等級制

〔賃金関係の結語〕

第四章 労務管理(その一)

序説

- 「賞旗制」
- 二 「製額賞」に代表される賞与制度

第五章 「工場罰」(懲戒制度) [=虐待] (労務管理の二)

序説

第一節 工場罰の内容と懲罰事由の問題点

第二節 主要懲罰方法に関する考察

第一款 罰金制

- 一 「罰金制」が労資関係に対して有する法的意味
- 二 罰金の具体的形態

第二款 〔懲罰〕解雇

- 「解雇自由の原則」と懲罰解雇
- 二 懲罰解雇に関する規程が労資関係に対して有する法的意味

第三款 体 罰

一, <u>二</u>

三

- (1) 虐 待
- (2) 労働強制
- (3) 労働者の「逃亡」に対する制裁〔虐待=体罰〕 〔本章結語〕

第六章 寄宿舎制度(労務管理の三)

序説

第一節 前提(予備観念)

第二節 寄宿舎の物質的条件

- ー 寄宿舎の物質的諸条件
- 二 概括的分析

第三節 寄宿舎の管理

- . 概 説
 - 二 外出制限——「逃亡」防止 (1)
 - 三 通信の自由の拘束――「逃亡」防止 (2)
 - 四 その他人身の自由の拘束

第四節 寄宿舎制度の本質的性格と法的構造

「労務管理」〔補説〕

〔労務管理関係に関する概括〕

補 譴

資本の社会政策〔労働力の保護=扶助〕

序 言

敗戦という異常事態を契機としてではあるが、昭和21年制定公布された「日本国憲法」が本質的 要素とする民主性の核心を,われわれは,「主権在民の原則」 の基礎の上に立っての, 国民の「基 本的人権] ---就中は「人たるに値する」生存権 (第25条) と労働に関する基本権 (第27,28条)---の絶対的尊重を宣明した点に求めなくてはならぬ。また、この生存権と労働者権利を原動力とする 国民の「基本的人権」が保障される点を根拠にしてこそ,われわれは「日本国憲法」を,「大日本帝 国憲法」と対比して、あるいは「新」憲法と呼び、あるいは「民主」憲法と称することができると ともに、二十世紀憲法の範疇に組み入れることに躊躇しないでおられる、ところが、これに対し、 「旧」憲法と呼ばれる「帝国憲法」の骨格は、かかる近代民主主義原理と、国民の自由・権利に対す る人間としての「基本的」権利なる観念を構造原理的に確立することがなく,反って,政治,経済, 社会のあらゆる生活部門における現実の土壌において、国民の人間としての自由・権利を極度に抑 圧するべく機能したところの、半封建的な絶対主義的専制原理=天皇制を基調とすることによって 形成されていた。かようなところから、明治憲法を称して、人は封建的憲法という。そして、われ われが最も関心をもつのは、明治憲法の下では、国民の自由と権利なるものは、「天皇」に対する 「臣民」なる非民主的な観念が指導する家族共同体的国家原理の下における「臣民」としてのそれ であり、しかも、それが、周知のように、天皇の立法権に基づく「法律ノ範囲内」でという微弱な 保障しか与えられていなかったという点である(明治憲法第2章の「臣民権利義務」の諸規定の大 部分が,ヨーロッパ・アメリカの「権利宣言」の継受であることを認め,明治の憲法制定者が憲法 制定の目的の中に何よりも人権の保障をおくべきであるということを自覚していたことを承認し、 従って明治憲法が決して人権じゅうりんを容認したものではなかったことを理解するとしても.). 明治憲法のかかる構造的性格と、憲法制定者がもっていた近代的なものに対する自覚に対立する、 戦前の特権階級――為政者,官慸,資本家たちの法の濫用や人権尊重の意識を欠如したこととは, 過去のわが社会に,すぐれて封建的な陰影を再出せしめることを可能ならしめたとともに,あらゆ る社会的な条件による人間の差別観念が日常生活に支配的になることを必然としたのである。

わが労働者階級は、かかる政治的社会的支配形態からこうむる害悪の最も直接的な担い手であったわけであるが、わが国社会の近代化の過程に属した明治年代には、その感が特に深刻なものがあるのである。明治期の国民の「下層」階級――無産労働階級がおかれた状態を問うならば、それは、一口にいえば、新憲法の民主的原理を以てしては到底容認するをえない、半封建的な隷従と「人たる」に値しない悲惨な生活状態への束縛である。ところで、わが国近代化の過程において一般的にみられた、労働する人たちの人間性の否定に通ずる、この無惨な労働状態に関しては、今日まで貴重な学問的著作が多く発表されているのであるが、しかし、労働者階級のこの前近代的な労働生活の具体的事情に即しての法的考察をなしたものは、遺憾ながら殆ど見当らないようである。(昭和24年刊の吾妻光俊教授著「近代社会と労働法」の中にはこの方面での最初の貴重な試みがなされているが「同費の序及び「まえがき」を参照」、その内容と性格は教授自身がいっているように〔前記の序、まえがき〕一定の制約をもっている。)

社会的「富」の生産のために労働する人たちが、充分な生活条件に恵まれず、貧者として、その上に位した富者によって圧せられるということ自体は、六敗き理論を抜きにして、人類に普遍的な悪でなければならぬ。「女工哀史」の著者細井和喜蔵氏がいうように、衣食住の労働は「正義」である(岩波文庫版 21頁参照) 筆者はこのように考えて、これまで、近代国家建設の途上に営々と足を進めていた明治年代に眼を向けて、労働する人たちがわが国社会において如何に人間としての権利を奪われ、如何に蔑視虐待されていたかを指標として、これに関する法的側面からする研究をなしたく思っていた。この小論は、実はこの日頃の気持が生んだものであるが、同時に、筆者が所属

している高知大学の研究報告に今日まで継続して投載している「労働法意識序説」の一部にもしようとするものである。即ち、第二次大戦後、わが国にも、労働者の団結・団体交渉・争議権が法認せられ、近代的な労働立法が生れるに至ったのであるが、その歴史的な背景はどこにあるのか、その物的基盤をなす具体的事情を近代社会という歴史的視野の中に、眺めてみようとするのが、この小論の一つの出発点をもなしているのである。

本稿の動機といったようなものは、大体右のところにあるが、終りに、この小論の趣旨の要点を簡単に示しておくならば。(1) 先ず、時代的には明治期も民法制定時たる30年代、いいかえると、産業資本確立過程を焦点として、(2) 主として、当時の工場生産関係において、直接労働者がおかれた従属状態について、具体的事態と直接に取り組みながら、法的分析を行うものであり、(3) 従って、近代法の原理とか、これとの関係における資本制従属労働一般の法的考察は、すべて、既に筆者も試みた、高知大学での研究報告(高知大学研究報告 第4巻 10号、同3巻 45号、同教育学部研究報告 第5,6号)にゆづり、ここに改めて詳説することはさけることとし、(4) 右の拙稿に示される如き法的構成をもつ資本制従属労働は、前近代的な要素が未だ相当に残存していた初期資本主義の段階においては、具体的にはどのような形態をとって自己を現わしたかを、法的な観点から眺めようとする。

凡そ、こういったところにある。かような観点に立つので、本論文においては資本主義の確立過程や、資本主義的工場生産の構造などといった問題に関する、経済学的側面での論述は、一切これを不必要とし、これらも省略することにしたことを断っておきたい。なお、分析の構想については、「緒言」のところに記述したところのものを併せて参照されたい。

日本資本主義における従属労働関係の法的構造

(産業資本確立期を中心とする)

前 提 (「従属労働」の予備観念)

(序言中の「趣旨」のところでいったように、資本制的従属労働、従ってまた、近代市民法の原理の問題については、この論考では考察することを差控えることにしたが、それにしても、叙述の進行上の具合もあることだし、形を整える意味で、一応「従属労働」の法的意味を既出の拙稿をもとにして、極く簡単に再言し要約してみることにしたいと思う。)

- (1) 近代市民法は、封建的身分から解放された、すべての人を、すぐれて「個人」としてとらえ、その個人は互に自由・平等な独立の法的人格者として措定する。市民法の意識の中に充てんされているものは生きた人間の原子的存在——意思支配としての主体性を抽象化した。つまり人格者だけである。即ち、個人主義的自由主義的市民法の下では、この目で見、この耳できく、具体的な人間というものは、一切法の意識の外におかれている。従って、そこでは、資本家とか労働者とかいう、社会的具体的存在は全く縁がなく、これら両者は自由・平等な権利能力の享有者として対等にとらえられ、両者の社会経済的地位の差異は一切捨象される。かくて、近代労働者は他人に身分的に従属しているものでなく、完全な法的主体者として、資本家とともに市民社会を形成している。
- (2) さて、資本主義社会においては、すべてが商品化せられる。そして、この商品は互に対価物として交換される。商品市場における等価的な商品交換は、必然的に、その商品の所有者が相互に自由・平等であることを要請する。(かくて、市民法の出発点において、法の下における自由にし

て平等な、抽象的人格者が誕生する、と同時に、資本主義的生産が存立しうるための基礎条件として、私的所有権不可侵の原則及び自由な契約の原理が生れた。) 即ち、具体的にいえば、商品交換法則が労働力の売買にも適用される限り、販売される労働力の側にあっても、それが商品とし販売されるためには、その商品たる自己の性質に基づく以外には、何等の(奴隷的または封建的) 人身的隷属をも含まないところの、労働力の所有者によって自由に処分されるものでなければならない。いいかえると、労働者は、その労働力を商品として販売する限り、自己の人格の所有者でなければならず、彼と資本家は互に市場(商品交換関係)で相会し、等格な商品所有者として、法律上、まさに「平等」な人として、「自由」な人として、「相互的」な「契約関係」に入るのでなければならぬ。これが、近代法の近代的原理であるに外ならない。

- (3) このように、資本主義社会においては、労働関係も、商品交換関係の埓外においては存在しなく、それは、労働と賃金の商品交換関係という形をとることになるが、これは、独立な法的人格者間の平等な立場における競争を媒介として、等価交換を成立せしめるということになっているわけである。 民法(従って明治民決も)はかような商品交換関係に対する法の体系として、等価交換を成立せしむべき競争を保護すべき任務をもっている。 契約自由の原則 (労働力取引については雇傭契約)がこれである (民法第623条).
- (4) 労働者は労働力という商品の所有者としては、自己の自由意思に基づいて、その労働力商品を処分する権力を有する。労働力を売買する典型的な法形式は、市民社会における契約自由の原則の一環としての雇傭契約である。ところで、資本主義社会においては、労働者は自己の労働力を自由に処分しうるという意味で、完全な自由を有する反面において、「生産手段の所有からも自由」であり、従って、その労働力を生産手段所有者に売らなければ、労働力の経済的価値を実現しえなく、つまり労働者は生きていけないという現実的条件に支配されている。労働者は、労働力所有者としては抽象的な自由の所有者であって、自己の労働力を何人かの資本家に売りつけなければ、人格の存立の基礎を失うという意味では、労働者は何時も緊急状態に促迫されている。また他方において、資本制生産の技術的構造のために、労働条件は集団的劃一的に決定されるを必然とする。かくて労働力売買の契約関係においては、労働者は、かかる資本制的必然性の下に、労働条件その他の決定について自己の自由意思を反映しえず、相手方が一方的に決定したものを、やむをえずという状態の下で受諾せざるをえない。自由は抽象的形式的であり、飢餓の自由である。従って、自由は不自由に転化する。契約の面においての労働者の従属が現われる。然し、雇傭契約においてはかかる不自由不平等な社会関係も、あくまで自由・平等な法的主体者間の契約として把握される。先ず、ここに雇傭契約の虚偽性が存する。
- (5) 雇傭契約を媒介として、労働力の時間を限っての処分権は資本家に譲渡せられる。そして、労働者が労働過程――資本家にとっては買った労働力の使用過程――に入るや、一切は資本家の指揮命令に従わねばならぬ。然るに、労働力は他の商品とは異なり、生ける人間・人格と不可分離の関係――「生ける人格に存在するところの肉体的精神的能力の総体」(マルクスK. Marx)――にあるために、資本家は、この場合、労働者の全人格に対して支配を及ぼすに至り、よって、労働者は自己の労働に対する自律性を喪失する。労働は労働する人間の社会的機能たることをやめ、他人=資本家の機能となる。雇傭労働の人格的(身分的)分子がこれである。即ち、労働過程において、支配従属の関係即ち従属労働の関係が必然する。

しかも、資本主義的商品生産のためには企業は、所有権と労働が単一目的によって一個の統一体を構成しなければならぬ。この意味において、企業は一個の有機的組織体を成するのであるが、この組織体が社会的存在を発揮するがためには、この組織の構成要素を単一目的に向って統御すべき権力が要請されるが、この権力は資本制社会では生産手段所有権者即ち資本家に帰属する。かくて、資本と労働は資本家のこの権力によって管理され、ここに商品生産が実現するのであり、この意味

において、企業経営は所有権の社会的作用であるというべきである。このように、労働力は、資本の価値増殖を目標として、資本家権力によって物的生産手段と統一的に組織づけられるが、この場合、個々の労働力は個の独立性を失い、組織的統一体の一構成分子として、他の諸労働力との関係においてのみ、その意味と価値を認められるにすぎない。雇傭労働の組織的分子がこれであり、労働の身分的要素は実はこの組織的要素との統一において理解されるべきものである。従属労働の実態をわれわれはここに見出す。雇傭労働の組織的分子は実質的には価値増殖に向って機能づけられたものに外ならず、労働過程——物的生産過程——における労働の組織的分子=従属は、実は雇傭契約関係では隠された価値増殖過程での労働の従属の感覚的な現象形態に外ならぬ。

(6) 等価と等価との商品交換法則が労働力の売買に適用される限り、資本は、労働力の価値のなかに含まれる労働力の再生産費に必要な生活資料を引渡さなければならない。然るに、資本の自己増殖の行程という社会経済的事物の上においては、常にその労働力はその価値以下に切り下げられ、等価法則は資本の側から破られる。ここでもやはり、法のいう自由・平等の権利は労働者の側では貫徹されない。いうなれば、労働の価値への従属=物的従属。(5)にいった労働力の集団的組織的分子=従属関係も、この資本の自己増殖行程での従属関係とともに、雇傭契約においては一切予定されない関係であって、これらの関係もまた抽象的に独立・対等者間の自由な個別的債権関係として把握せられるのであり、ここに雇傭契約に内在する虚偽性の本質的なものが横たわるのである。

契約締結,労働過程(労務管理面),価値増殖(労働力搾取)の三つの段階を形式的にみた,それぞれの過程での労働者のおかれる不自由不平等な関係=従属労働関係は,粗略ながら概ね上記の如くに理解されるとするならば,雇傭契約従って市民法の抽象性,自己矛盾は自ら露呈されるのであり,この法の矛盾が労働者の人権の侵害に連なるところにおいてまさに矛盾たりうる意味では,市民法の抽象性は何らかの形式によって修正,止揚されるべき歴史的必然性をもつものであった.然し,この点について,これ以上論及する意図はもたないが,労働立法はこの歴史的な,そして資本制的な必然性を背景として登場してくるが,この必然性を媒介する力は法――市民法――自体には存在しない.この媒介力は,この法の矛盾に直面するところの社会的存在としての労働者階級自体の自覚=社会的力量—→団結運動に求められる.

そして、労働者階級の近代的自覚が――従って団結力も――充分には成熟をみせなかったこととて、明治の段階においては、労働者を、人たるに値する生存を志向して、保護する近代的労働立法の成立をみなかったことは勿論のこととしても、近代法の抽象性・矛盾は、一般的に支配し且つまた旧来から残存する前近代的な条件と相まって、特殊的に鋭く現われ、従ってそれだけ、労働者の従属状態もまた特殊的に顕在しうるであろうことは、上述の論旨からしても先入感によらずして指摘しうることなのである。本論は即ちこのことの具体的な論証に外ならないのである。

ともあれ、以上の、雇傭契約を契機とする資本制生産関係での従属労働に関する簡約な抽象理論 を、一応前提とし、よって以て、本論への橋渡しとする次第である。

緒 言

一 明治20年頃までは、日本資本主義発達史上、いわゆる資本の原始的蓄積期といわれるが(これは明治27年日清戦役までに大方峠を越した)、この期間は資本家的生産関係をつくり出す全行程としては、極めて特異な機相を呈した期間である。即ちこの期間は、明治絶対専制政府の上からの政策によって、一方における資本の蓄積、他方における無産労働力の創出が行われ、それによって産業革命が準備された期間であった。かかる資本主義発達自体の特質に対応して、その圧倒的多数が維新の農業革命の過程において収奪された貧農極貧農を以て構成されたがために、賃労働は、マニュフ

ァクュチュアと工場制工業が発展し、賃労働の需要が増大するに伴い、この窮迫せる家計補助のための出稼「工女」労働力を主軸として形成された(い) しかも、この賃労働は、西欧初期資本主義時代に一般にみられたように、未だ"働く貧民"Labouring poor の性格を脱却しえないものであった。そこで、労資関係もまたこのことに対応して、極めて濃厚に前近代的要素を内蔵しつつ、日清戦役を契機とする産業資本確立の段階に移行して行ったのである。だが、労資関係に内在するこの封建的性格は、産業資本の確立期に入っても未だ充分には払拭されることなく残存していたことは、多くの資料が証するところであって、賃労働の"働く貧民"から"近代的労働者"への転化、近代的労働者の本格的形成をみるのは、わが国の場合、漸く明治末年から大正3年(概ね第一次欧州大戦後)以降にまたねばならなかったのである。

かかる意味において、明治全期は未だ労働者の近代的地位の確立をなしえず、特殊な政治的社会的諸条件の複合的な規定の下において、社会生活の近代化が構想せられ遂行せられる潮流の中に、そしてかかる外見的な美名の下に、労働者の労働生活は、この近代化を可能ならしめ、支える物質的条件として、近代性には無縁な、封建制以下の悲惨な記録で充たされたものであったのである。本稿の動機の一つもまた、かかる「言葉」と「事物」のかい離の関係に見出すことのできる、歴史的段階に横たわる一つの虚偽性に対する批判に存するに外ならぬ。

二 さて、これまで一般に、わが国の産業資本の確立は上からの強力による苛酷な原蓄期を経、日清戦役を契機として明治30年ないし40年の過程において行われたとされるが⁽²⁾、これを生産部面についてみれば、この期間に多くの大工業機械生産が出現し、これに伴って当然に労働者数もまた飛躍的な増大を示したのである。明治労働運動の指導者片山潜によれば

「日清戦役の結果は我産業をして非常なる発達を来し、労働者の需要は古今稀に見る所の急はしきを致せり.(3)」

そとで知めば	一応わが資本主義発達の状況を重ら量的な面から概細してみること	にしよう

		第	1	表		(単位千円)				
年	·次	商	窗		· I	業	通	輸		
明治:	明治27年		55, 733	3		52,154		75,090		
28年			57, 168	}	,	74,585		94,028		
29年			192,735	5	89,900			113,216		
30年			260, 227			05,381		164,684		

先ず事業創設状況をみてみる。明治26年までに創立された会社数1,381,工場数3,365に対して、27年より35年までの9年間に会社数7,217,工場数4,328が設立された(*)。また会社払込資本額についてみるに第1表(*)の通りであるが,これを日清戦開始の年と日露戦直前を比較するに、27年に24,976万円が,36年に88,760万円と約3倍以上になり,その中工業会社は最も増加率が大で4,400万円から17,000万円へ4倍に増加している(*)2。

他方, 職工数にみるに、 原諮期の終末期に属する19年が112,779人であったものが、 27年前後に

年	次	エ	場	数	男	I	女	II.	合	計
明治	26 年 ·							人	. 2	85,478 人
	27 年		5, 982	2		141,914 人	2	239,476	3	81,390
	28 年		7, 15	4	İ	169,515	2	248,625	4	18,140
	29 年		7,672	2		174,656	2	261,960	4	36,616
	30 年		7,32	7		184,244	2	255,305	4	39, 549
	31 年						2	234,573	4	12,205
	33 年						2	248,617	4	03,474

は工場数の増大とともに大巾な増加を示し (第2表)⁽⁶⁾、37年には男女合計 52万6千余名 (女31万, 男20万) に増加した。これを、日清戦役前後において「政治的必要」に基づく近代産業として確立をみた、綿糸紡績業の急速な発達状況につきみるに下表 (第3表)⁽⁷⁾の如くであり、別表 (第

年	次	工場数	払込資本金	一日平均職工員数					
	(\)	人 工 场 級 (千	(千円)	男工	女 工	計			
明治	26 年	40	10,596	6, 164	. 19, 284	440,023			
	27 年	45	13, 308	. 8,129	26,929	610, 239			
	31 年	72	42,342	16,481	51,781	1331,932			
	35 年	80	34, 459	14,375	57,513	1490,625			

而して日露開戦時たる37年以降金属機械工業の比重が高まり、特に官営工場の金属機械工業に占める地位が極めて大であることが注目されるが、これは、日清日露両役を通じての「迫進過程」の指標としての、陸軍工廠機構を中核とするところの「衣料生産における生産旋回=編成替への基軸

		第	4	表	(<u>)</u>	单位 %)		•	· .	
年	次民営		工 对医 畸折 二二 女孩 來春			約	ŧ			
24z-	伙	民営工業職	成工.総数 ——		計		うち (製糸)	· う	ち (紡績)	
明 治 2	2 年	100.0 (1	64 千人)	į	67. 1		(42. 2) .		(8. 6)	
2	17 年	100.0 (3	36 千人)		64. 4		(35. 0)		(13. 6)	
3	12 年	100.0 (3	57 千人)		70. 1		(32. 3)		(18. 9)	
3	17 年	100.0 (4	71 千人)		59. 3		(28.7)		(14. 6)	
4	1 年	100. 0 (5	93 千人)		63. 0		(28. 1)		(13. 5)	
		第 5	表	(民・	官金属機	械工場職	工数)	•		
年	次	民	営	官	置					
			,		r±r	うち製鋼	鉄・鉄道工場	陸海	毎 軍 工 廠	
明 治 2	7 年	17		13					13 .	
3	7 年	46		٠	58		7		50	
4	1 年	54			98		22		76	
(単位	立 千人	.)								
		第	6 表	(陸	地軍工 廠機	機構の推移	%)	•		
年	次 .	総民営工場の職工数	陸海軍の職	工 廠工 数	陸軍コ職コ	E. 廠の E. 数	陸海軍工の原動力	廠 陸数 原	軍工廠の動力数	
日清戦役直 (明治26年		285,478人	9,	584	3	,832人	2,084		954	
日露戦役直 (同 39年		612, 177	89,	286	38,629		80,728		48,072	
	率.	114%	. 1	831%	<u> </u>	908%	37739	26	4938%	

(原動力数の単位は馬力)

たる所の, 軍事機構(10) 」の基礎確立の指標となすに足るものである (第5表, 6表)(11)

次に工場生産様式をみれば、いち早く近代的大工場制機械生産の確立をみた紡績業は別としても、製糸業においても、日清戦役後は機械製糸が急速に発展しそれが支配的となり、22年~26年に43%が27年~31年に55%、32年~36年に58%を示す状況にあった(12)。 独り織物業は「その発展のテンポを一概にいえないものがあったが、日清役後になほ広汎に問屋制家内工業およびマニュファクチュアがおこなわれ、或種のものにおいては機械制大工業に進んでいた(13)」という状態であった。また、工場の内容についていっても、原動力使用工場数は、27年の工場総数5、985中2、409で40%から37年には9、234中4、000で43%と向上し(14)、日露戦直後39年には10、361(職工10人以上使用工場)中、4656で45%(弱)に上昇を示した(15)

而して32年の統計によれば、繊維工場数は原動力使用のもの1,900、その馬力数32,100、職工数19万6千であり、原動力使用工場数(職工10人以上)の70%を占め、馬力数において52%、職工数において約28万の3分の2以上を占めたが、原動力使用のものと使用せざるもの(職工30人以上)とを合計しても、工場総数約3,800の63%は繊維工場であり、職工総数約34万8千の約3分の2は繊維工場に属するものであり、而して、もし原動力使用工場と使用せざる工場とを通じてみるときは、生糸・紡績・織物の三種工場は繊維工場総数の99%を占めた(10)。これだけを以てしてもわかるように、わが産業資本確立期における産業は軽工業(繊維産業)中心であり、従ってまた、当時の労働問題がこの種の部門に集中されるのは必然であった。

なおまた、労働力構成の部面につきみるも、既に述べた労働力創出過程の特質に規定されて、女子と年少労働者の比重が圧倒的に大なることが注目されねばならぬ。即ち、第2表が示すところでは27年に62%、29年に59%であり、そして28年より32年に至る5年間の年平均をみるも、女工は職工総数の59%(17)、更に日露戦直後の39年の数字をみれば70%弱(女工の最も多きは生糸、織物で、何れもその総数の約90%を占め、紡績では約80%、マッチ工場で約70%、タバコ工場では約60%強といった具合である)(18)、42年末の調査によるに、工場総数15、426(職工10人以上の民営)にして職工総数69万4千中、女工は45万2千で65%、16才未満の男工は2万2千で約3%、「即チ法律上、保護ヲ要スル職工」数は47万4千にして実に総数の70%弱にあたったのである(19)、横山源之助もその著「日本之下層社会」の中において紡績工場につき「職工特に工女の年令は十五才以上二十才以下なるは最も多く、而して……長ぜるも十六七才、大低十二才乃至十四五才、甚しきは七八才の児女を精紡に見る事あり、……工業会社二十二工場、一万五千六百八十人の職工の中学令児童(十四才以下)四千二百九十人、即ち四分の一強に出で居る(20)」と報告しているが、第7表(21)の全国統計はこの調査と相照応するものであり、以て要保護労働者の比重の大なることを明示すると同時に、当時における労働問題の特殊性を裏づけるに足るものである。

労働力の構成において、かくの如く、婦女子ないし年少者の比重の高き所以は、明治政府官僚岡 実さえも「工業主ノ多数ハ営業上ノ競争ニ依リ苟モ自己ノ生産ヲ多量且安価ナラシムル手段ニ付テ ハ苦心討究至ラザルナク、業務ノ経営上差支ナキ限リハ競フテ労銀ノ低廉ナル婦女幼少者ヲ歓迎ス ル(22)」といったところに存するのであり、日本紡績・製糸業がおくれた農業生産関係――半農奴制

(年齢別労働者数)

猆

	男	女
満 10 才 未 満	1	5
満10~12才 未 満	8	32
満12-16才 未 満	20`	. 78
満16-20才 未 満	91	171
20 才 以 上	226	208

(単位 千人)

第

的零細耕作の窮乏に基づく低廉な労働力に依存する関係をも示すものであって、第5表が示す軍事 的性質を有する官営工場の比重の大なることともに、日本資本主義の一特徴を成すものであった。

_

以上統計的数字による考察によってもわかるように、資本主義的工場生産は早激な発展の途を返ったのであるが、この資本制的機械生産の発展の基礎の上に、否応なしに近代資本制的労働関係もまた発生するに至ったことは、怪しむに足らないのである。明治44年3月20日の議会において、わが国社会政策学会の先覚者桑田熊蔵博士が発言したところは左の如くである。

工場法制定反対論者が労資関係を主従関係を以て律することを主張したのに対し博士は

「然しながら、工業進歩の大勢は此の主従関係の存続を許さない」「之を実際に徴して見ますると、我国の紡績工場に於きましては…二十四時間…更に…三十六時間の労働をなさしむるのであります…産業の競争上已むなく斯かる方法に依って職工を使用しなければ、自家の産業の基礎が鞏固でない。それ故に私は此点から申しましても此主従関係の存続は甚だ困難であると申したいのである(23)」

戸田海市博士もまた、その「工場法制定反対論を評す」において同様の主張をなした。

「実際大規模の工場には論者の云ふが如き個人的主従関係なるものなし、殊に我国に於いては比較的小規模のものも、新式の工業は株式大組織たるなり、云々(24)」

資本制的生産は本来的に一時に多数の労働力を必要とする工場組織を生産構造の土台とするものであるが、この機械化された工場制大工業生産において、その労働関係を規律する重要な方法として形成されたものは、原蓄期におけるとは異なり、近代民法(明治31年実施)の雇傭契約関係であったのである。官庁の調査も、マニュファクチュア=生糸工場についてさえも、次の如く報告した。

「生糸工場ハ……要之スルニ工場主ト職工トノ関係ハ紡績工場ニ比スレバ大ニ密接ニシテ幾分力主従的関係ヲ存セルモノアリ……然レ共一般ニ之ヲ言ヘバ主従的関係ハ漸次泯滅ニ帰シ純然タル契約的関係ニ移ルノ傾向アルハ固ヨリ言ヲ待タズ.(25)」

然しながら、かくの如く、機械化された大工場において、民法上の雇傭契約が圧倒的に支配的であったとしても、その契約労働関係なるものが、果して契約原理を貫徹する実体を備えるものであったか否か、いいかえれば、法の近代性が、労働者階級の労働生活の近代化を、法の実施と同時に実現しえたか否かは、自ら別個の問題であり、検討されるべき課題である.

労働問題は近代社会での、近代資本主義社会に独自の問題ではあるが、封建的な生産様式から近代資本主義的な工場生産への過渡期なる明治 30 年代当時にあって、工場生産はこれに対立する前近代的な生産方法と併存した限りにおいては(26)、 その言葉の中に、資本と労働との一定の関係を予定する資本制生産は、その当時における性格について、これら前近代的な生産方式による、必ずしも少なくはない影響もしくは相互規定づけをうけざるをえないといいうるし、それだけに、その当時に取り上げられた「労働問題」もまた、特殊の様相を呈することにならざるをえない。 結論的な表現を用いれば、従って、近代法典=契約概念の形式の上に立って、表見的に契約労働関係を形成しても、その中に、右のような客観的条件が存在するところにおいて、明治期に特有な何か「別個のあるもの」が「交ぜ織られて」(風早八十二氏) 存することは、敢えて想像するに難くはない。問題は具体的な事態に即して、これを検討することが重要である。

第一章以下,われわれは,かような立場に立って,年代的には明治民法実施時たる31年を基準とし,そして法理的には,民法典が採用する近代法原理を基準として,資本主義的工場生産が興隆期にありながら,それが未だ充分に支配的になっていない段階における工場労働関係に重点をおいて,そこでの労働者状態が有する,近代的原理とは「別個のあるもの」,即ち,結論的なものを先にいえば,それがどのように市民法原理に矛盾し対立するものを内在せしめていたかを眺めるとともに,そこから,近代法=憲法・民法典——美しき"言葉"が与えられても,その社会経済的基底

において、直接労働者が、如何なる不自由不平等な関係=従属状態におかれるか、しかも、「交ぜ 織られる」その歴史的な一定の関係を、法的側面から分析しようとするものである。

三 (構想)

(一) 本論稿の視角は概ね下記の点におく.

「小作農対地主,賃銀労働者対資本家の対立は,漸く社会の表面に現はれつつあったとはいへ,大体,日清戦争以前に於ては,尚,貧者対富者の一般的対立の重要性の裡に蔽はれてゐた. (27)」然し,日清戦役を契機として,賃銀労働者対資本家の対立は,今や「労働問題」として,近代的な意味を附着せしめられるに至った。 当時の労働者生活に関して最も深い理解と「痛切多涙」(中村修一,横山源之助の下記の著書によせた「跋」中の言葉,明治31年12月)の代弁をたえず 怠ることがなかった横山源之助が,前掲「日本之下層社会」の附録「日本の社会運動」の中において主張したものは,これまでしばしば学者の引用文になされたものを含む,次の如く極めて注目すべきものであった。

「余は日清戦役を以て労働問題の新紀元と為す者なり、戦争其れ自身が直に労働問題に関係ありとは日はじ、然れども戦争の結果は機械工業の勃興を促がし、労働問題を惹き起すに至りたるなり、」「現時の政党者流が私利に趣り賄賂公行するを見る……戦争の結果社会一般物質に傾き……然れども之を我が労働社会の上より言へば……物価の騰貴は貧民問題を喚起し、……帝国議会以前は重もに風俗、習慣、社交、若くは向上なる人権の上に改良論行はれたりしなり、然るに日清戦役以来は、経済社会は社会の中心と為り、物質文明の発達と共に西洋諸国と同じく全く経済組織の欠陥に対する社会問題行はれんとす(28)」

上層特権階級・富者が「私利」と「物質」に傾きおるの秋、一度「物価暴騰の一事実」加われば(横山、上掲引用文中)、忽ち生存の脅威にさらされて同盟能行に出でざるをえない労働者、その労働者と資本家の階級的対立関係が「社会問題」=「労働問題」として、政治的社会的舞台の正面に提起された場合、その問題の核心に横たわるものは、横山氏が、上掲の文章に後続するところにおいて、「時に同盟能行も之を歓迎す」と明確に言い切る根拠となした「今日の社会」について、その根本的欠陥として賢明にも批判を加え指摘したところの、「資本家の専断」、「法律の不完全」、「常に弱者を無みせんとする」観念(29)であったのである。

「日本之下屬社会」の著者の、当時の社会に関する、かかる観察の根拠をなす具体的な事態についての法的考察が、おのずから本論文の主要な内容をなすのであり、「法律の不完全」と「資本家の専断」なることを、専制政府ないしは学識経験者をして認識せしめ、幾多の曲折を経たが、日程に上らしめた「工場法」の物的基盤をなすものこそが、同時にまた本論文の直接の資料を形成するものである。

明治30年以降に瀕度を加えて行った労働運動の生成と、わが国最初の労働者保護法・工場法(労働法)の出現を、不可避的ならしめた社会的基礎は、直接、言葉をかえていえば「文明の進歩は人力を省き、労役者は資本家の為めに制せらるるの勢あり、夫れ如斯く社会自然の勢に任ずるも、富者の貧者を圧する免れざる所なり⁽³⁰⁾」と自由党が第一期帝国議会報告書に述べた歴史的事情に関するものであり、この「富者の貧者を圧する」関係に関する、明治30年代での資料を有力な手がかりとした、労働法的視角を以てする分析が、本稿の志向するところでもある。

そして、同報告書が右に続けて「然るを況んや政府人為の法を以て此勢を助長せしむるに於てをや」(出典は註30と同所、傍点は筆者)と宣言した、その、富者=資本家が貧者=労働者を圧する「勢を助長せしむる」「政府人為の法」、筆者の言葉を以て換言すれば、労働者の資本家に対する従属状態を確保し定着せしめる機関として作用する「政府人為の法」に関する考察は、「余論」として取り扱う予定であったが、紙巾の都合により、他日にゆづることにした。

(二) 分析の視点としての基礎観念

産業資本の確立過程,従ってなお明治期においては、労働者は近代的地位の確立をみることなく、その社会的地位は未だ甚しく低弱なものであったことは既に一言した通りである。人間の自由と近代的な生活関係を保障することを目的とした、近代市民法の典型としての民法典が実施されても、法典の存立する基礎土壌としての人間関係は、法典が包蔵する近代的原理のみを以てしては割期的にはにわかに払拭されない旧い観念・思想を根強く残存せしめることを否みえない。この時代における対労働者観念も、基本的には、かかる社会関係の移行過程に内向する新旧意識の混在がかもし出す自己撞着に胚胎するものなのである。

かくて明治30年代以降において、法律的には市民法原理が規律する「自由」な労働者も、社会関係においては、一般に「労役者」と呼ばれた存在であり、労働関係における労働力の提供は、資本家のみか労働力担当者の側においても、「使役一力役」とするの観念が未だ、払拭されざる事態が支配的であったのである(熟練労働者が「職工」と呼ばれても、――不熟練労働者は「労役者」と呼ばれる――それが労働者地位一般の近代性を象徴する力になるものではないだけでなく、かかる呼称自体が、何程か近代的なものに親しまないものを含んでいる)、「労役・使役・力役」の観念思想が有するものは、人格法―近代法が措定する、労働者の「自由」な人格性に対する認識と尊重をむしろ基本的には度外視した、それ自体半封建的な性格であるといわねばならない。この意味において、これらの言葉自体は、当時の労働者の社会的地位を赤裸々に表現するに充分なものであると同時に、そのまま明治期的な政治的支配形態を、従って支配階級=富者の労働者観=関視観念を、率直な形相において表明する素朴な典拠でなければならない。

しかも、右の如き呼称が意味する労働観の前近代性は、それが労働者自体に存する封建的な意識の残滓と結びつくことによって、容易に(「男工」の団結運動も比重の高き女子労働者や、その他の「ゴミ」的存在の労働者の存在を充分に自覚しなかった) 成立していたのであり、かくて、かかる意味での労働卑下の思想ないし観念の支配的な存在がうかがわれるところに、それに見合う上下の身分的差別の観念が明治社会に厳存することを知りうるのである。そして、「職工」と「労役者」の異なる観念の存在も対労働者観における差別性でありつつ、労働者一般の地位の未確立を意味するが、かかる区別の存在は、また、いわれうるならば、労働階級の構造の内部的不均等性を反映するものに外ならない。

さてことに、上記の労働者呼称に関する若干の典拠を、当時に実在したものについて、一応とり あげてみるならば、先ず、専制的政治権力の内面に位置する行政官庁は、その制定にかかる行政規 則において、

「労役者」――石川県「労役者募集規則」=第一条「本則ハ他府県ニ於テ使役スル職工其他労役者ヲ(云々)」,第二条「労役者ヲ募集セントスルトキハ(云々)」(明治32年頃(³¹))

また学術書や資本家の著作文献においても、

「力役」——明治31年刊,佐藤正夫編「民法講義・第三編債権之部」697頁 「新民法ハー・モエ夫日雇等力役を皆雇傭ノ目的ト為スー・」(傍点は宇田)

「使役」――明治31年刊,大日本紡績連合会「紡績職工事情調査概要書」40頁,43頁など「此ノ如キ幼者ヲ使役スルヲ怪ムト雖モ」,「紡績業者ハ幼年者ヲモ厭ハズ之ヲ使役シテ」(何れも傍点は宇田)

当時実存したところの雇用契約証書や、そしてまた、当時労働問題に関する最も進歩的な理解と労働者擁護ために大きな活躍をなした横井源之助氏の明治31年の著書にさえも、「使役」が存する。

「機織工女ト言へバー般ニ卑下サルルノ風アリ」といわれた織物職工の契約証「今般貴殿織物職工御募集可相成ニ付……凡一ケ年間御使役ノ段承諾候也(32)」

横井源之助「日本之下層社会」「工女を使役する紡績工場には……職工数千人を使役する砲兵工廠の如きさへ⁽³²⁾」→その他の個所にも.

ともあれ、労働者階級は法典の側面においては、明治憲法典上は平等な「日本臣民」、民法典上はまた平等な「人格者」ではあっても、社会経済的側面においては「日本の下層社会」(横山氏前掲著書名)に属したのであり、「下層」の言葉は、単に言葉としてよりも、むしろ「概念」化さえしたが、この「下層」は、経済的能力の劣弱が延いて人格的要素に対する蔑視観を伴うことを必然したことを意味し、つまり、人間としての社会的存在の低位の指標であったとみなくてはならぬ。かくして、社会の労働者観は、その基調としては、資本主義興隆期においてと雖も、原蓄期におけるそれを大方は近代的なものに接近せしめえなかったことを知るのである。

(三) (分析の展開〔前編〕)

資本家(当時としては工場主・工場経営者なる表現がよい)と労働者の対立関係を,契約の締結の関係から出発して,下記の項目別に,そこに横たわる労働力担当者・労働者の従属状態に関して,その法構造を労働法的視角から眺めるものである。

- 1 雇傭契約関係(契約締結の過程と契約内容)
- 2 労働条件(主として労働時間と賃銀制度)
- 3 労務管理
- 4 懲戒制度(「工場罰」)
- 5 寄宿舎制度

〔補講〕 資本の社会政策=扶助

(註)

- (1) 隅谷三喜男「日本賃労働史論」29—30 頁, なお詳しくは横山源之助「日本之下層社会」, 岩波文庫版 102 —3 頁 参照.
- (2) 例えば国早八十二「日本社会政策史」12頁参照. 平野義太郎氏は「明治33年頃が産業資本の確立期」と表 , 現する(「日本資本主義社会の機構」370頁 年表).
- (3) 片山 潜「労働問題の過去現在及将来」、雑誌「太陽」第9巻 第4号、明治36. 4. 1.
- (4) 小川信一「労働者の状態及び労働者運動史(上)」29頁による.
- (5) 昭和22. 12 生活社版,農商務省商工局工務課「職工事情」第1巻 解説(土屋喬雄)21頁より作成.
- (5)2 小川前掲書 29頁による.
- (6) 明治30年までの統計は小川前掲書9頁の表により、31、33年は平野義太郎「日本資本主義社会の機構」16頁の表による.
- (7) 前掲「職工事情」第1巻 解説 22頁の表により作成.
- (8) 大正2. 10. 25刊, 尚 実「工場法論」附録第1表, 第2表による.
- (9) 昭和32. 9. 1, 労働統計調査月報第9巻第9号20頁の第9表より作成。
- (10) 「」の部分は山田盛太郎「工場工業の発達」22,25頁より借用.
- (11) 第5表は前掲「調査月報」21頁の第11表により、第6表は山田前掲書25頁の表による.
- (12) 前掲「職工事情」第1巻解説25頁の表による.
- (13) 同前 解説 26頁.
- (4) 小川 前掲書 29頁.
- (15) 明治39年農商務省統計表による、明治42. 12. 25刊、桑田熊蔵「工場法と労働保険」294頁。
- (16) 前掲「職工事情」第1巻 解説 27-8頁.
- (17) 風早 前掲書 50頁.
- (18) 明治39年農務省統計表による,桑田 前掲書 296-8頁.
- (19) 岡 前掲書 166頁.
- 200 岩波文庫版 159頁. 生糸職工も「十五六才ノ者最モ多ク,二十才以上ノ者ハ少ナシ,偶々十一二才ノ者モアリ」(前掲「職工事情」第1巻 210頁)
- 21) 農商務省「工場通覧」明治44年.
- (22) 岡 前掲書 166頁.
- 23) 大日本帝国議会誌 第8巻 207頁.
- (24) 風早 前掲書 8頁(註二)より引用.

- 25) 前掲「職工事情」第1巻 201頁.
- 28 例えば土屋喬雄・前掲「職工事情」第1巻 解説 25-6頁, 平野 前掲書 上編 第3,4節参照.
- 27 野呂栄太郎「日本資本主義発達史」,岩波文庫版 147頁。
- (28) 岩波文庫版 304, 307頁. ・印, ・印は横山, 傍点は宇田.
- (29) 同前 313頁参照. 傍点は横山記.
- (30) 明治憲政経済史論 257頁. 傍点は宇田.
- (31) 前掲「職工事情」第1巻 58頁による, 傍点は宇田.
- (32) 同前 260-1頁. 傍点は宇田.
- (33) 岩波文庫版 288頁. 傍点は宇田.

[断り] 第一章以下全章を通じて、註にいう「職工事情」何巻とは、すべて右註(5)のものをいうものであることを断っておく。また、第一章以下最後まで、引用文の用語はすべて、原著者の使用になるものである(緒言中のものも同じ)ことを了承されたい。

第一章 雇傭契約の締結・過程

明治31年,近代民法は制定実施をみた。民法=近代法の近代的原理が支配するところでは、労働力と生産手段との結合は、労働力の担当者たる労働者と生産手段の所有者たる資本家とを当事者とする、相互の間の自由意思の合意=契約によって成立する。

当事者わけても労働力所有者は、何人にも身分的に隷属することのない、意思の自由の主体一権利主体(Rechtssubjekt)として、即ちすぐれて法的人格者として、自己の労働関係を決済する権利能力(Rechtsfähigkeit)を付与される。その意味での契約の一方の主体であり、この主体性は法的根拠以外の何らの事由によっても奪われることはない。つまり、近代社会が封建制社会から区別される基本的な特徴は、労働関係の成立は両当事者間の自由な契約関係=法律関係たるべきことに存する。

従って、当時において既に工場生産なる近代的生産方式を採用した工業生産は、この民法典の法形式に基礎づけられる限り、契約関係によって成立するものでなければならない。これを労働力担当者たる農村子女の側からみれば、彼は自己の自由意思によってのみ、即ち彼自身と相手方たる工場経営者との契約によってのみ、工場生産関係に入るのでなければならぬ。近代法原理のかかる要求にもかかわらず、然し、わが産業資本確立過程にあっては、近代的な意味での資本家と労働者との間における直接的な労働力の取引によって、労働力の工場生産への結びつき(賃労働の成立)が行われたのではなかった。そこには近代的原理を以てしては充分に律するをえない諸形態が伏在したことが、まずわれわれの注意を引くのである。本章における課題は、これらの非近代的な形態が有する法的意義についての考察を主とするものである。

第一節 雇 傭 契 約 の 締 結

一 (1) 資本主義確立過程の段階において、労働力の工場生産への結合 過程は極めて特異な様相を呈したが、これを法律的にみれば、先ず第一に、この結合を媒介する 法形式としての契約の、当事者として現われたものは、農村子女の親と産業資本家であって、家計を補助するために析出されて賃労働となる、労働力の直接担当者たる子女自身は契約の当事者ではなかったことが問題となる。少なくとも資本家に対する関係においては、子女・労働力担当者の意思は全く問われるところではなかったことである。

「工女雇傭契約ハ其父兄ト工業主トノ間ニ結バレ、〔其年期ハ五年乃至七年ヲ通例トス〕⁽¹⁾」――官庁の調査「職工事情」の報告

「…その結果一方に被傭者及び契約者(父兄)に乗ぜられることも多く,多額の前借金を要求する者もあり $^{(2)}$ 」——「平野村誌」

Γ

約 定 証

氏 名 年齡

右者私娘何某二有之候処今般貴殿方二工女トシテ御雇入二付左ノ件々確約致……本件ノ約定ハ当人何某二於テ承諾シタルコトヲ表スルタメ共ニ署名捺印スルモノトス(3)」——米沢地方における織物業の契約書

しかもこれらの場合にも多くは、その中間に職業紹介ブローカーたる問旋人 (紹介人) が介在 し、実質的には、家長とこの問旋人との契約であったことが、右のことを一層確証するものであ る。官庁調査員に対する職工の談によれば、

「職工ノ雇傭契約ハ十中八九分通リハ職工ガ知ラヌ中ニ下宿屋ノ主人紹介人周旋人等ガスルノデアリマシテ肝心ノ契約ヲシタ職工ハ少シモ知ラヌト云フテヨイ位ナモノデス(*)」(紡績元男工の談)

「国ヲ出ルトキハ何ノ気モナク只母ノ言と付ケラルルママ、募集人トヤラ飛脚トヤラ云フモノニ連レラレ、他ノ連レノ者ト一緒ニ当地ニ若キ其日直チニ当市〇〇町〇〇サント云フ内へ連レ行カレ……給金トカ小遣トカ其様ナコトハー切聞キテハ居リマセナンダ、皆母ノ承知シテ居ルコトト思フテヰマス(*)」(前橋市地方の生糸女工・12才の談)

上掲の12才の生糸女工の事例をとってみた場合、労働力担当者が未成年者としては、契約・法律行為をなすにつき法定代理人・家長の同意を要するとする[明治] 民法の原則を適用する限りでは、たとい法形式的には寛恕されるとしても、この事例の場合にみる、子女が契約当事者として契約に関与することのない事態は、決してこの民法典の形式を履行したことによるものではない。この事態のよって生じる根源は、民法典の条文に求められるべきものではなく、当時における、おくれた農業生産関係と、そこに支配する封建的な諸関係に、これを求めなくてはならない。法的にいえば、農家における家長の子女に対す身分的支配権(明治31年民法・家族法に規定される、後出)こそが、かかる雇傭契約関係の性格を決定づけ、否むしろ、それに重大な影響をあたえたことを無視しうるものではないのである。このことは、賃労働の担当者としての子女本人が、下記の様式によって、前掲・米沢地方における「約定書」やその他の「契約証」例にみるように、契約書において形

[記](*) (労働力担当者が契約書に形式的にその氏名をもつ様式)

			約	定	証	(米沢地 原籍	力,	織物職工の均	易合)	,
						į	ξ		名 年	龄
明治	年	 月	E		-;					
						本保証人3	人父兄	氏 氏		名 名
	何	某	<i>ji</i>	泼 ~~~~	~~~	~~~~				
				裐	機織仕	:子契約証 原籍		(岐阜地方) 何某 何	娘	某 当十五才
	* 							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
明治	年	- 月	日			右 戸3	E.	何		某⑪
						本 / 保証 /	K K	何 何		9 某

式的にその名を列ねていた場合についても(また前者即ち米沢地方の例において,上掲したように「当人何某ニ於テ承諾シタルコトヲ表スルタメ」と記されても)異なることはない.例えば,明治 35年成立の長野の「岡野製糸同盟」の規約第一条担書「契約書ハ戸主又ハ親権者連署ナキモノハ無 効トス $^{(6)}$ 」は,契約原理の上において本来契約の成立要件として要求される,労働力担当者の意思を,排除し,これに代えて,「戸主又ハ親権者」=家長の意思参加を以て,契約の効力を左右する ことを示すものとしては,この間の事情に対する証左となるものであり,かかる形式は当時一般に 支配していたところのものであるといわなくてはならない.

(2) さきに、労働力担当者・子女が雇傭契約の当事者として現われないことは、子女に対する家長の身分的支配権の影響するところであると述べたが、このことの意味を、もう少し、具体的に分析してみよう。

既出「日本之下層社会」の著者は同書の中において,

「桐生足利地方にては、少しく資産あるは児女を外に出して工女と為すを快しとせず、家に置きて賃機に従事せしむ、されば工女となるは多くは、其日の生活にだも堪へ得ざる貧家の児にして、其の父母は必寛生活に幾分の補助を食らんが為に工女とせるのみ。憐む可き哉、一家の犠牲となれる者よ……かれ等が現在に際しつつある境遇を思ひ、其の父母たる者の求むるもの余りにほしいままに、余りに際限なきを思へば云々 $^{(8)}$ 」

と調査報告しているが、この報告文は、工場労働の給源が貧農にあり、賃労働の家計補助的出稼型 労働の性格を示すものであるとともに、そこにはまた、子女労働力に対する家長の経済的支配が、 従ってそれを構成内容とする家長の身分的支配権が、農村家庭の内面において機能する具体的な形態が極めて明瞭に説明されていることを理解しうるのである。

ここに家長の身分的支配権というは、明治民法に規定される、戸主・家長の家族に対して有する婚姻同意権(第750条第1項)、扶養義務(第747条)、戸籍離脱統制権(第750条第2項、3項)、居所指定権(第749条)などに表現されるものであり、雇傭契約が、従って労働力の工場生産への結合の仕方が、直接労働力を担当する子女の主体的地位を排除する方式、つまり封建的な形式によって行われたことは、この、子女に対する半封建的な家長の身分的支配権が、賃労働の取引に際して、具体的に機能したところの事態とみるべきものである。してみれば、子女・労働力担当者にとっては、かかる事態は、近代法原理的には異質な、これに矛盾するものであるところの、強く表現すれば経済外的強制(ausserökonomischer Zwang)の一種であり、而して、その前提として横たわるものは、上記の民法的身分的支配権に基礎づけられる身分的隷属(Abhängigkeit)に外ならない。農村家庭の内面関係においては、かような事情の下に、家長の身分的支配権が、その支配に属する子女の自由意思の表明を抑圧し、以て近代法原理が自己貫徹することを阻止する有力な機能を発揮することによって、そこから、労働力担当者・子女は、反って、いわば契約の客体として把握される存在でしかなったのである。

このように、労働力担当者本人が、自己の所有する労働力の取引の法形式たる雇傭契約の客体視される関係が存在するということは、換言すれば、賃労働契約は、自由な独立の人格者・子女が、その所有する労働力についての自由な取引を行うという、近代的な観念を前提とすることなきは勿論のこと、それは、同時に一種の身売り契約たる性格を現象するものであることを知らしめるものである。しかも、この身売り意識そのものは、家長の身分的支配権に服従する慣行を支配的に存在せしめた農村の生活原理に長い間依存しつづけ、それに対して何らの不思議感も抱くことのなかった環境の下に、労働力担当者・子女自身にも存したところのものである。而してこれらのことが延いて、かの資本制的法則の作用と相まって、契約の相手方当事者たる対工場経営者の関係について、いうなれば、ある程度の決定的な影響をもつものであったことを指摘しなければならない。

二 (1) 上述したところは要するに、 賃労働契約〔雇傭〕 は親に対する子女の身分的な服従義務の履行としての、親のための労働 (即ち家計補完労働) の契約として現われることを意味する. しかも、かかる雇傭契約の性格は、後述するところによってわかるように、親の前借金契約の担保契約として、それ (前借金契約) に解消される関係にあったのである. さもあれ、農村家庭の内面での側面からする、かような理論構成は、しからば、相手方との法律的関係である雇傭契約の締結自体について、如何なる法的意義を有するものであろうか. 別言すれば、家長の有する身分的支配権(それ自体封建的要素を含むことは勿論であるが)の具体的な機能の現われとしてみられる、労働力担当者・子女の家庭の内面的関係の側面での契約当事者資格の喪失という関係は、対資本家との雇傭契約の締結において、労働力担当者が契約当事者として客観的に現われない事態の法構造を考察するについて、如何なる意味と関係を有するものなのであろうか.

この点について、家長の有する子女の労働力に対する経済的支配権能が工場主に一時的に譲渡される関係であるとみる見解があるが⁽³⁾、この理論構成は、それが、身分的支配権そのものの譲渡が法理的に不可能な点(身分的支配権は法理的には個人の一身専属権である)に根拠する論理的操作であるとみられることと相まって、いささか不自然な嫌いがしないではない(家長の主観的意思において、それが有する封建的意識に基づき、この経済的支配権能を譲渡するということが存在することも考えられないではないが、そのことを客観的な理論構成に利用することは困難を伴うのではなかろうか)。だが、家長の有する身分的支配の工場主に対する譲渡が、法理的に認められないとしても、それを是認しない限りは、労働力担当者自身が契約当事者たる資格を奪われる事態の説明は、少なくとも観念的には不可能であるという矛盾⁽¹⁰⁾に逢着する、という考え方に敢えて過敏に拘泥する要はあるまい。端的にいうならば、身分的支配という観念に本来依存する余地がない工場生産の側からすれば、工場経営者が、家長の有する身分的支配に含まれる労働力に対する経済的支配権能についての家長のいわば代替者的関係において、その受托者的立場からする、労働力に対する支配の関係にある、という思想を是認することによって、説明しうるのではないか。

(2) かくして、労働力所有者が、その所有する労働力を売りつける法形式としての雇傭契約の締結に際して、自らの主体的意思を参加せしめえないという事実は、近代的原理に対立する過渡的な変態的法現象であるが、そこに明らかにおのずからなる、労働力所有者の身分的な従属状態(形式的な従属性)が示されるわけである。雇傭契約関係における、労働力担当者の従属的地位は、その法的性格を、先ずかような側面において、理解せしめるのであるが、この性格は、その従属性が、上述の如き構造的契機に根ざすが故に、資本制従属形態の単純な表現とはおのずから異質のものを内在するものであることはいうまでもない。そしてこのことはまた、ここでの従属性は、実際の契約証が下記のような内容において家長と経営者との間において約定されることによって、より構造的実態的な性格に基礎づけられるものであることと併せて理解される必要がある。

即ち, 前掲米沢地方の約定書を例にとるならば

「右者私娘ニ有之候処…左ノ件々確約致…

- 一 休業七日以上ニ渉ルトキハ…御指図ニ依リ当人ハ何時ニテモ引取ルコト
- 一 若シ逃走シタルトキハ捜査探捕一切ノ貴ニ任ジ速カニ見附出シ送り届ケ申ベク云々(11)」

と記載されている。労働力担当者ではない家長が、工場主の自由意思=恣意(Willkur)によってのみ拘束されて、労働力担当者の身柄を「何時ニテモ引取ルコト」〔=契約解除〕を約することに至っては、雇傭契約当事者の一方が子女・労働力担当者本人ではなく、家長であるという、契約概念に矛盾することの平面的な形態が、単に外見的に意味する以上に、労働力担当者本人の主体的意思、つまり契約当事者たる地位(ここでの例では契約解除の自由)を根本的実態的にも否定し去ることを、極めて明白な根拠を以て露呈するものであり、その意味において、それは明らかに、

「強制」(Zwang) = 身売りの事態である。かかる契約形式を以てする人質的思想が殆ど一般的に支配していた事実に、重大な意義を認めなければならぬのであって、また、かかる思想の一般的支配⁽¹²⁾ の点にこそ、雇用契約締結の部面における「封建制」の存在が常識論として把握される。

何れにしても、当時の農業生産関係に残存支配する前近代的な法形式が、未だ端緒的であるとはいえ、それ自体は、この農業生産関係に対立する近代的要素を有する工場生産関係への、労働力移動に、法的に表現すれば、雇傭契約の締結過程に対して、影響する事態は疑うべくもないが、而してこの事態の現われとしての労働力保持者の契約当事者資格の喪失、即ち自己の労働力の取引に際して自己の自由意思を反映せしめえないこと、従ってその意味における契約面でのその従属性は、おのずからに、様々の形態をとって、現実の工場労働関係において顕在化する支配従属の原動力もしくは前提をなす地位をあたえられるものである。先ず留意しなくてはならぬことである。後述するところでもある。

三 (1) ところで、自らが質労働の主体になるのではない家長が、 賃労働を成立せしむべき 雇傭契約の当事者として、工場経営者との間における契約関係に登場するといっても、この場合に も、雇傭契約概念に矛盾する変態的なこの契約関係さえもが、実は既に外見的契約関係であったこ とが更に留意されるべきであろう、「職工事情」の調査者は次の事実を報告している。

「職工ノ父兄……ハ殆ンド契約証ノ意味ヲ了解スル智識ナキ貧民ナレバ契約ノ何者タルヲ知ラザルノミナラズ、契約証ノ内容ヲモ密ニセズ、単ニ盲判ヲナスニ過ギザレバ云々(13)」

即ち、形式上は契約当事者となるとはいっても、この場合の家長自身も、市民社会関係の一環を形成する意味をもった賃労働契約を結ぶ、近代者的資格を充分に備えた者ではない。家長は、近代法の原理が予定する如くに、相手方・工場経営者と等格の権利能力の享有者としての資格をもって法律関係の形成に参与し、且つこれを有効に成立せしめうべき、そのような契約一方の主体者たりうるものではなく、近代的範疇に属する「自由」、「独立」な「人格者」の関係に立つ(者)とはいうに値いしない、契約知識・一近代市民的意識の著しい欠如が目立つ「無智蒙昧なる億夫」(桑田熊 蔵博士の言、同氏「工場法と労働保険」中)であったにすぎない。

労働力担当者ではない家長を当事者とする雇傭契約が,民法典が準備する代理契約でも,〔子女=〕 第三者のためにする契約でもないことは勿論であるばかりか、実際にはそれは、その当事者として 立ち現われる「貧賤ナル工女ノ父兄」にとっては「眼前ニ些少ノ前借金ヲ得ンガ為」に「其ノ子女 ヲ年期奉公ニ入レ⁽¹⁴⁾ 」る契約、いいかえれば即ち、子女の「身売り契約」としての意味しかもたな いものであったことは、彼自身の近代的意識の未成熟をむしろ固定せしめるか助長するかに影響し たものといわなくてはならないし、少なくとも近代的なものに対する自覚を失わしめるに役立った ことは認めざるをえない。労働力担当者の側に存する、かかる市民的規範意識に対する無自覚ない しはその欠如は、産業資本家の社会的権力が賃労働契約の締結時において容易に利用しうべきもの である。即ち、工場経営者は、契約の相手方当事者として自己に立ち向う家長の契約知識の欠如、 促迫された前借 金獲得の慾求と子女労働力 に対する身売り意識 などに便乗し、 これらを利用する ことによって、 家長側における「盲判ヲ捺ス代リニ之ヲ履行スルノ 意思ハ毫モアルコトナク⁽¹⁵⁾ 」 である のに恰も対応して、 「工女等ノ到底履行シ得ザル モノト知リツツ不当ノ条件ヲ列 記シテ之 ヲ約諾セシムルノ形式(16) 」 を強行するに至るのである. かくて,賃労働の主体たるべき立場から ではなく、本来賃労働の主体たる子女の労働力に対する経済的支配に基づいて、子女労働力の取引 関係における契約主体として登場した家長も、この契約について、自己に有利な条件を取り決める 自由を失って、「職工事情」もいう「工場主ノ自儘勝手ナル契約証ヲ甘ンジテ承諾スル(17)」の結果 となるは必然的な事態といわなくてはならない、而して、この承諾を強制されたところの、「工場 主ノ自儘勝手ナル」「不当ノ条件ヲ列記シ」た「契約証」こそは、第二章において挙示したところ

のものであるに外ならない.

右の関係からするならば、家長と工場経営との間の契約関係は、法的観点から分析するならば次の如くになる。近代法理的には、自らが賃労働の主体となる意味での賃労働契約〔雇傭契約〕の当時者たるべき法資格をもたない代りに、賃労働契約の外見の下に、実質的には、彼自身の意思による前借金を獲得することを目的とする前借金契約の法主体として現われる家長は、契約の締結が自由に放任されていることのために、この場合においても窮迫せる家計の担当者という経済的地位の差異に基づいて、彼にとっては、契約原理は貫徹することがなく、工場経営者の自由意思に束縛されるという不自由不平等な関係に立たされる。つまり、両者の関係もまた、対等な人格者間の自由・平等な意思関係たりうるものでなく、支配従属の関係に放置される関係であるに外ならぬ。

前借金(実質的には労働賃金)の獲得が、農家経済を維持するための至上命令であったということは、労働法的視角にたって表現すれば、労働力を資本に結合せしめることが、農家=労働者側での生活安定のための至上命令であるということである。然し、かかる経済的動機は、資本と労働力の結合を媒介する法形式たる契約概念の関知するところではない。そしてまた、生産手段の独占的支配者としての産業資本家にとっても、工業資本としての立場から、労働力を吸引しようとするのであるから、自己の工場生産に労働力を買いとるための雇傭契約の相手が家長であるか、あるいは、その間において問旋人が媒介するか、相手が労働力担当者本人であるかは、換言すれば、労働力の工場生活への移動が右の如き経済的事由によるか否かは、直接に関知するところではない、契約締結の動機〔一原動力〕に対しては近代民法典の契約の観念も、資本の意思も、ともに無関心であり、前者は契約自由の原則の支配に、後者は資本の自由=社会的権力の支配にそれを放任する。かくて、後者一資本家の社会的権力は前者——契約の自由の原理に依存して、実質的には家長の意思による前借金契約としての性格を有する、雇傭契約の当事者として登場した家長の自由意思を、一方的に支配しうることになり、従って、ここにも、近代法原理には基礎づけられない、家長の契約の不自由不平等な関係が現象することになるわけなのである。

以上述べたところを要約するとき、ここには次の二つのことを指摘しうる。一つは、雇傭契約の締結における、近代法の原理への対立性は、二重構造において示されることであり、而してこの二重構造とは、労働力担当者本人が雇傭契約の当事者として現われないことにおいて、封建性が横たわると同時に、契約当事者として現われた家長自身の側に封建的意識と経済的能力の劣弱とが存することよって、家長対工場経営者の契約関係も、近代的な性格を欠如するものを追加した支配従属の関係を現象することにおいて把握される。二つは、右の意味内容において、労働力担当者の雇傭契約の締結時における不自由不平等=従属関係は、かかる二重構造の契機において理解されるべきことである。

(2) さて、右にいたった、現実には労働力担当者の地位につかない家長が当事者となる賃労働契約自体も既に外見的なものであるということについては、なお少し附言しておきたいことがある.

第一に、「契約ノ何物タルヲ解セザル」という点において表現される、近代市民的意識の欠如と、身分的支配権に要因をもつ子女・労働力担当者の身売り意識とに支えられた、「富判」による、家長の雇傭契約承認こそは、この契約が、労働力担当者との関係における、民法的代理契約たる性格を失わしめる証左となるは無論のこととして、否そうであるが故にこそ、単に労働力担当者本人が契約面に法的主体者として登場しないという関係が生み出す以上に、労働力担当者が労働者となって、現実に資本家の支配下に立つ労働過程——生産過程の中に、著しく市民法的原理に対立する支配従属の社会的法関係を生み出す、有力な条件を準備するものである。従って、その意味においては、雇傭契約の締結の面において成立する、法原理的には二重構造的に矛盾する社会的法関係は、体系的な意味をもってくるものであることを理解しうるのである。第二章以下がこれを実証するであろう。

第二に、契約は二個の効果意思の合致によって成立する。よし盲判が黙示の承認の意思表示とみられ、その範囲において契約の成立が認められるとしても、「当事者タル子女ハ勿論其ノ父兄」も「之〔契約〕ヲ履行スルノ意思へ毫モアルコトナク」、工場主もまた、直接労働者たるべき「工女等ノ到底履行シ得ザルモノト知リツツ不当ノ条件」を「約諾」せしめる、という無規律な関係(法律行為の要素の錯誤の裏返えし的な実態を形成する、勿論効果意思の著しき欠如態である)は、もとより近代的契約理論の承認するところではない。かかる事態は、明治民法第90条に違反し、同時にまた、民法制定時たる明治31年にあいて、既に学術書の中にも解説された(18)、契約の有効条件としての、契約は「目的ノ履行が不能ナラザルコトヲ要ス」に抵触するものであり、その意味において、当該契約は民法上も無効か取消しうべきものなのであって、当事者を法的に拘束する力をもつものではないとの法律的評価をうけるものである。「職工事情」の調査当局でさえもまたこれを認めるところであった(19)、法解釈上も無効な労働力取引関係が支配的存在を示すところに、近代法典の無力、空文化が認みられる、ことはいうまでもなきことである。

四(第二章への準備を含む)形式的には契約形式を以て、工場生産を成立せしめる規律方法となしても、雇傭契約の締結の実際の方式や形態というものは、上述のように非近代的な無規律性(封建的形態——といってもよい)を以て蔽われるとすれば、当時において社会政策学者桑田博士も既に指摘した如く「故に雇傭契約は終に有名無実に了はること固より当然なりと云はざるを得ず(20)」である。「工場主及職工何レモ皆此契約ヲ眼中ニ置カザルノ実況ナリ(21)」との官庁の調査が意味するものは、前述した如く、労働力担当者・子女が契約主体にあらずして、反って契約の客体的存在であり、契約当事者として現われる家長自身、直接労働者としての契約責任の主体ではなく、前借金獲得のみを以て契約目的とする、子女の身売り契約の当事者たるものであるということから、むしろ必然性を以て生じる、凡そ近代法原理をはるかに越えた、変態的な契約関係であるに外ならない

かくて要するに、民法典が意図する市民社会秩序の形成主体たる「人」に関する法範疇や、法規 範原理を以てしては、論理的調和をはかりえない社会的法関係が、雇傭契約の締結をめぐって介在 する。換言すれば、身分的支配服従の社会関係から解放せられて、「自由」な「人」となっている ことを前提とする資本制社会が成立しても、部分社会としての農業生産関係を未だ支配するところ の、子女・「人」の市民社会的自由・平等・独立を阻害するべく機能する家長の身分的な支配権 は、市民社会的生活原理が指導する工場生産関係への子女労働力の移動の方式をも、市民社会的法 秩序に著しく対立する性格構造のものならしめるべく作用した。そして、このことは、子女が契約 当事者として形式的に登場した場合についても妥当することについては、前述の関係場所での別註 (註回) にも附言した如くである。

右を労働力担当者の側に引きもどして法の観点からいえば、次の如くである。端的には、市民的規範原理が主張する社会的妥当性を著しく欠如した労働力売買の契約関係であり、商品交換契約の基本的類型に属する民法的雇備⁽²²⁾ 原理に照らしていえば、また既に前示桑田博士もいった如く「雇傭契約の実質に於ては対等の関係を保ちて労力を売買するのに意義は全く没却せられ⁽²³⁾ 」 ている関係である。くりかえしていえば、給付(労働力)と反対給付(賃金)との間の等価交換的牽連関係の存在を法規範原理とするところに「雇傭」の本質があり、その意味において、労働力の利用権を、時間を限って、賃金という対価と交換する、法形式の典型である雇傭契約は、商品の等価交換に関する経済法則が法の世界において契約的法規範原理として現われたものの一つに外ならぬ。かくて、労働力の売買契約としての雇傭契約は、資本制的工場生産関係が成立するためには、一時に多量の労働力を必要とする工場生産の技術的構造上、最も適した法形式であり、従ってまた、わが国初期の資本制的工場生産も明治31年民法の「雇傭」を以て、その有力な規律方法となしえたわけであるが、全体社会もしくは部分社会に残存する非市民社会的な要素は、雇傭契約の形式の下に、

実際はそれに程遠き非市民社会的な関係を契約締結の面に現象することを可能ならしめ、雇傭契約 と呼ぶには正しく値しない形態の社会的関係を生し出したのである。

かかる変態的な契約関係であるがために、それは、労働者と資本家との対立を前提とする近代的な法律関係に親しまないものであり、労資関係を形成せしめるための労働力担当者の主体的意思を要素とする自由契約ではなく、労働力担当者・子女にとっては、正しく前期的な不自由不平等を露呈する関係であることは改めていうをまたない。ところが、この不自由不平等な関係とは、自己の労働力を資本家に売らねば自己が生きていけないという、資本制構造的に類型的な資本制従属形態とは異質的な、後に明らかにされるところの、前借金契約を担保する労働力として、契約の客体たる地位に後退せしめられている従属状態を指標とするものなのである(24)。 注意されるべき点はここにある。 農村子女の直面する契約労働は、かくして、それが畢竟契約性を失った労働、私的自律労働たる性格を著しく欠如した、家長に対する身分的服従の義務の履行としての、専ら家長のための労働なることが、契約関係に確立されるという、市民的規範性を没却した法形式に外ならないのである。

農村子女が独立の家計を営む近代的労働者の範疇に組み入れらるべき性格をもたぬという社会経済的な意味性は、子女・労働力保持者の雇用契約関係における従属性の法的根拠を説明するものではない・契約締結の面において現われる、労働力保持者の従属性を生み出す法観念的な基底は、労働力保持者自身及び家長が有する封建的な身分的支配服従の意識、そしてまた、それよりもより基本的なものとして同時的に存在する、労働力保持者側に存するかかる封建的な身売り意識を利用し、且つ家長に対する農村地主の農奴制的支配と容易に結びつく、工場経営者の前資本家的にして封建的な支配観念でなければならぬ。それ故にまた、その法的根拠は、労働力に対する身分的支配に求めねばならぬ。契約締結時にみる従属性は、民法典=市民法原理に内在する抽象性が必然する、「前提」の個所が既に述べた意味内容と、かかる封建的な観念の影響をうけた前近代的な要素が、多分に"交ぜ織られ"ている構造をもっている、といいうるのは、かような論拠においてである。

明治も末期の43年時の著書において、社会政策学者関一氏が「労働者既に企業家と平等の人格を有するを自覚す(25)」といっても、このことは当時においてさえ、主として男子成年労働者に妥当するものというべく(しかも、この男子労働者でさえ、片山潜などインテリ指導者の啓蒙によること多かったことは註(25)に示した文献に詳しい)、家長の半封建的な身分的な支配の下に従属し、封建的な生活原理の影響に身をさらされていた30年代の女子労働者にあっては、未だ多様な封建意識(その核心は身分的差別観念と身分的服従意識)が脳裡を支配していたことは否定しがたく、このことも、契約関係の封建的形態の再出に手伝ったことを看過しえない。然し、それにもまして、かかる相手方の封建的意識は、封建制的搾取から近代者的搾取への転化の過程において、資本の自由が最も便乗し結合し易い条件であって、基本的には資本家自体が資本主義的精神に未熟であり、労資対等の独立の人格を労働力所有者に対する関係において無視し、「使う者」と「使われる者」との間に上下の関係をおくことに基礎づけられる「下を蔑視し」、「下を憐む」封建的身分的差別観念が、雇傭契約締結の面における市民法理的には異質的な、変態的な形態の思想的背景をなすものというべきである。そして、以上この段に述べたことは、主として第二章の冒頭に直接に結びつくところのものである。

〔附記〕

民法が制定をみても、それが採用する契約自由主義は、工場生産関係に即しては、そのままには自己を妥当せしめえないことは、以上の本文及び次節以下の論述が証明するところであるが、契約原理が工場生産関係に貫徹せざることを、単に「事実ニ於テ職工ハ工場主ニ対シ対等ノ個人格トシテ自由意思ニ依リ契約ヲ為シ得ルモノニ非ズ⁽²⁸⁾」という如き、いわば類型的な観点にのみ立脚して取りあげることは、資本主義社会一般に適用さ

れうる個人主義的自由主義的市民法の抽象性が内在する矛盾のみを強調する結果に陥るものであって、時代的な特殊条件は、それを以てしては捨象されてしまう。契約関係における一切の身分的な支配の要素=方式を排除し払拭することなしには、労働関係は近代的な意味での労資関係を現出せしめえない。いいかえれば、市民的規範が基準として妥当する人間関係としての労働関係を形成する前提は、先ず、労働力の工場生産への移動の形式が市民社会法秩序から逸脱しないことから作られる。にもかかわらず、市民社会的法秩序と非市民社会的法秩序との対立・矛盾が未だ充分に解消しない段階にあっては、契約自由の原則の抽象性のみを、従ってまた、労資の社会的勢力の差異のみを取りあげてみても、市民法原理=市民的規範は自己貫徹することをえないのであり、非市民社会的規範の積極的な追放に対する社会的力量による実践こそが、当時での根本的課題であったわけである。このことを強調せしめる論拠となるものに手工業の事例があげられるであろう。即ち桑田博士によれば「各種の工場中、雇傭関係の最も疎漏なるマッチ工場」においては「傭入の際は、只職工名簿に記入するに過ぎず、別に契約書を作ることは、殆ど之なし、(27)」である。契約証の作成は法律上の要件ではないが、この事例の意味するものは、労働条件その他の契約条件に関する経営者に対する白紙委任状の提出であり、マッチ工場の労働力が近傍の細民・貧民労働力を主要な構成要素とする事実(28)に基づく、身分的な蔑視観念に要づけられた、農奴制的支配隷従の法形式、つまり身分的な権力的支配の方式が、契約締結時に露呈されている事態であるというべきである。それは単純な資本制的不自由不平等な関係とみるべきものではない.

(註)

- (1) 「職工事情」第1巻 210頁。
- (2) 「平野村誌下」250-1頁. 傍点は宇田.
- (3) 「職工事情」第1巻 256頁, 傍点は宇田.
- (4) 「職工事情附録二」, 「職工事情」第3巻254頁, 明治34, 8談.
- (5) 同前 308頁, 明治35, 10談. 傍点は宇田.
- (6) 「平野村誌・下」251頁による.
- (7) 「職工事情」第1巻 257-9頁.
- (8) 岩波文庫版 103頁, 傍点は宇田.
- (9)(10) 吾妻光俊「近代社会と労働法」17頁参照。
- (ロ) 「職工事情」第1巻 256頁、傍点は宇田、
- (12) 同上 253頁の足利地方における「機織伝習女生雇証」をみよ.
- (13) 「職工事情」第1巻 260頁.
- (14) (15) (16) 大正2·10·25刊, 岡 実「工場法論」210頁.
- (17) 「職工事情」第 1 巻 260頁.
- (18) 明治31・11・16刊, 佐藤正夫編「民法講義・第三編債権之部」392頁.
- (19) 「職工事情」第1巻 66頁参照. 労働力担当者自身が形式 的に契約当事者となった場合にも, 実質的には 有効な契約関係の存在が認められない点は 異なることはない. 「然ルニ多数ノ職工ハ契約条件ノ何タルヲ知 ラズ, 事務員ノ命ノママニ印刷物ニ署名捺印シ, 初メョリ契約ヲ守ル意思ナク, 又之ニ**飓**東セラルルヲ甘諾 セルモノニアラズ」(紡績職工の場合, 同前 同頁).
- 20) 明治42・12・25刊, 桑田熊蔵「工場法と労働保険」320頁.
- (21) 「職工事情」第1巻 66頁.
- (22) 山中康雄「労働法の基礎理論」94頁参照.
- (23) 桑田前掲書 319頁, 傍点は宇田.
- 24) 婦女子, 幼者=労働力担当者の自由独立な人格を無視する隷農的=身分的支配の帰するところは、例えばマニュファクチュア=小工場において「工女の傭入をなすに当り、之を殺女となし戸籍を作り、由って以て 雇傭関係の継続を図ることあり.」との事実(桑田前掲書 322頁、「生糸職工事情」、「職工事情」第1巻 179頁も同旨)によって示される如く、 雇傭契約関係から近代性を失わしめ、「人身売買契約」的性格を附与せしめる. (然しこのことに関する基本的な分析は第二章の課題に属する.)

資本に存する前近代的観念に基礎をおく、優越する資本家の社会力と身分制的な法形式との結合がもたらす上記の事態や、あるいはまた「明治35年1月某紡績会社ノ募集人ハ北越地方ニテ父兄ノ承諾ヲ得ズシテエ女二名ヲ上京入社セシメ」(明治34・12某生糸工場主の談、「職工事情附録二」、「職工事情」第3巻27一9頁)という事態などが示す労働力調達の過程――雇傭関係に生じる弊害に鑑み、社会政策学者・桑田博士は「契約の形式に就て…婦女幼者に在っては、其夫たり其父兄たる者の承諾を経て之をなさしむるは、職工の保護のために必要のことたり.」(前掲書320頁)として、この辺の事態に関する保護立法の必要を主張したが、然し、同氏自らも「然るに各種の工場に於て、敢て之を意とせず、規則の上には之を明示せるも、之を実行するものは甚だ少なし.」(同前頁)ということが示す工場経営者に存する前近代性と恣意性(Willkür-

lichkeit)のために、さてはまた労働力担当者の父兄における、既に言及した市民的意識の欠如も手伝って、雇傭契約関係における工場経営者の封建的な法形式と資本制的搾取方式との結合は不可避的であったといわねばならぬから、かかる事態に関する国家法の介入も、その原理的性格如何によって、おのずからその効果については、労働力保持者の契約締結而における地位の確立の点に至っては、限界をもつといわなくてはならぬ、即ち、問題の解決については、労働階級自らの先ずは近代市民的意識の成熟、その上に立っての階級的自覚一団結規範意識の生成こそ根本的条件である。

- (25) 明治43・3・15刊,関 「労働者保護法論」102頁. 而して本文の「自覚」の内容・性格については,例 えば背木文庫版,岸本英太郎編「明治社会運動思想上下」参照.
- (26) 岡 前掲書 208頁.
- 27 桑田前掲書 321頁, なお「マッチ職工事情」,「職工事情」第2巻 136頁参照。
- (23) 「マッチ職工事情」,「職工事情」第2巻 136頁, 横山源之助「日本之下層社会」, 岩波文庫版 139頁, 桑田前掲書 321頁など参照.

第二節 労働者の誘拐・争奪(労働力確保の前近代的方式(1))

雇傭関係における前近代的形態——市民的規範原理に矛盾する人間関係の存在形態は、従ってまたそこに理解される労働力保持者の従属的地位は第一節の分析が示すものにつきるものではない、当時の雇傭契約締結の過程に関する前近代的性格は工場経営者の採用する労働力調達の方法において一層顕著に現われる。而してここに取りあげる労働力調達方法の前期的性格は、前節に明らかにされた、労働力保持者の雇傭契約の締結の面における身分的な従属的地位と、不可分の関係において自己をあらわすものである。

一 (1) 既に明治 20 年代より激甚を極め、日清戦役後において労働力の需要が頓に増加した ことに対応して、労働力確保における資本家の競争は終に「正当ナル範囲……ニ超越シ、不正不法 ノ挙動トナルニ及(¹)」んだ、「誘拐・争奪」〔=労働力調達方式の「封建制」〕(²) がこれである。後者 即ち「争奪」は、前者の方法が限界に到達した事態に対する資本家の労働力確保のための非常手段 であるが、この誘拐・争奪の中心人物が何れも「芸娼妓ノ買出シト女工ノ募集トヲ兼ネ行フ」浮浪 的な周旋人(紹介人)の類であった(³) ところに、むしろ問題が伏在する根拠があったのである(⁴)。

労働力確保の手段としてとられた誘拐・争奪は桑田博士の言によれば「其方法種々ありて一々之を挙ぐるに遑あらず $^{(5)}$ 」の状態であったが、当時の記録から、ここに主なものを類型的に挙示し、後で、それらに基づく簡単な分析を行うであろう。

紡績工場の場合

「或ハ自己ノ工場ニ在ル処ノ事務員若クハ職工ヲ他ノ工場ニ勤務セシムルナリ(此場合ニハ勿論偽名ヲ 用ユルコトト知ルベシ), 此ノ……事務員職工ハ…… 陰ニ種々ノ手段ヲ以テ該工場ノ職工ヲ勧誘シ之ヲ称 ヒ去ルナリ⁽⁶⁾」(「綿糸紡績職工事情」の報告)

という前近代的方法は未だ良しとしても、 甚だしきに至っては、 本能的事情が 利用されるの事態は、後にも論じるところであるが(「労務管理」〔補説〕を参照)、一旦確保された労働力を、工場生産の内面に留置する方法としても、かかる手段が採用される場合と全く同一の前近代的形態であり、それ自体は労働力調達=能率増進という経済的要求に出でつつ、この場合における、労働力の工場生産への牽引を媒介する契機は、資本制以前的にして同時に、 一種の経済外的強制(ausserökonomischer Zwang)といいうるであろう。即ち、その事態とは、「綿糸紡績職工事情」の報告によれば、次の如くである。

「殊ニ己甚シキハ, 其容貌ハ以テ女エノ心ヲ動カスニ足ルベキ男エヲシテ此任務〔争奪一宇田〕ヲ帯ハシメ他ノ工場ニ転ゼシメ, 其男エガ若干ノ女エト情ヲ通ジ, 而シテ該男エノ自己ノ工場ニ帰ルニ及ンデ是等ノ女エハ情緒ニ絆サレテ与ニ工場ヲ転ズルニ至ラシムルコトアリ」((6)と順所)

また、マニュファクチュア=生糸工場の場合にみられる「誘拐」行為や「争奪」が、「浮浪人」

を利用してなされ、しかも、この場合、「争奪」が脅迫や監禁手段と直結することが必然とする事態は、前出の本能を利用する手段におけるのと 同質的な 経済外的強制の 一種といわなくては ならない、即ち、「生糸職工事情」の報告によれば、諏訪地方において

「諏訪ノ工女ニハ越後及ビ北信地方ノ者少カラズ、彼等ノ諏訪ニ趣クヤ、汽車ヲ下リ和田峠ヲ越ヘザル 可ラズ、於是乎諏訪ノ工場主ハ和田峠ヨリ大屋ニ至ル沿道地方ニ募集人ヲ派出シ、己ニ他ノ工場ト約束ヲ 結ビタル工女ヲ欺キテ自ヲ該工場ノ事務員ナリト称シ、該工場ニ同伴スルヲ名トシテ与ニ諏訪ニ来リ、之 ヲ自己ノ工場ニ引入ルルナリ、工女ハ其ノ詐術ニ罹リタルコトヲ知リ退場ヲ乞フトキハ一方ニハ之ヲ恐嚇 シ……

「又諏訪地方ニ於テ現ニ他ノ工場ニ於テ執業セル工女が外出スルトキハ浮浪ノ徒ヲシテ之ヲ途、「要シ拉、シテよラシメ、而シテ直ニ之ヲ自己ノ工場ニ入ルルトキハ発覚ノ恐レアルガ為メニ暫クハ之ヲ附近ノ家ニ隠シ、日ヲ経テ後之ヲ自己ノ工場ニ送込マシムルコトモアリ.」(*)

(2) 「争奪」は問旋人の手によってなされたのが一般である。公的職業紹介機関の設置をみない当時にあって、労働力の工場労働への結合を媒介する機関としての役割を果したものは当時一般に存した問旋人であり、彼等はは本来、工場主と子女もしくは家長の中間に介在して、子女労働力を売りつける機会と場所を紹介する任務をもつものであるが、実際には、雇傭契約は、彼等と家長(または子女)との間に結ばれたのがむしろ一般的であったことは既に一言した。

ところで、雇用契約関係に内在する封建性の主動的条件をなしたものは、この問旋人による職業紹介行為〔=争奪〕ないしはこれに随伴する中間搾取であって、農村労働力の賃労働への転化が、直接的な当事者間の契約形式によらず、多くは周旋人の、かかる近代的合理性に対する無反省な媒介行為を必然ならしめたところに、出稼型賃労働の生み出す、雇傭契約関係の歴史的特質を見出すのである。そしてそこに、おのずから労働力担当者たる農村子女の人格の独立を阻害する資本制以前的な 前的な は原性が横たわるわけなのであるが、この点を分析するのが次の課題である。

先ず,経営者が労働力調達のために利用した周旋人の本質的性格を知ることが必要である。官庁 の調査によれば,

「紹介人ハ職工争奪ヲ機トシテ利ヲ図ラントスルコト最モ甚シ」く「詐偽的行為ヲ以テ工女ノ紹介ヲナス⁽⁸⁾」

であり、その人物は「眉目善キ工女ハ之ヲ自己ノ家ニ置キ之ヲ醜業婦ニ転ゼシム⁽⁹⁾」の「奸譎ナル徒」であり、且つ桑田博士の言によれば「無耻無頼の徒⁽¹⁰⁾」である。然し、彼等をして「工女ノ紹介」に際する不法行為をなさしめた動因は、右の如き人格性の欠陥もさることながら、根本的な他の要素は、経営者が労働力確保のために争奪の手段として、一定の手数料と交換⁽¹¹⁾ に彼等を利用した点にある。凡そ近代的市民意識を身につけることなき無頼の徒が、近代市民法理の展開としての雇傭関係に営利目的を以て介在したこと自体、契約関係から近代性を奪う有力な素因となりうるものであった。そこで次には、このことの証左とするために、周旋人による労働力の争奪、中間搾取の形態を、「職工事情」の調査その他の記録によって示しつつ考察を進めよう。

工場主が浮浪人的「徳義心」なき周旋人を争奪に利用する形態は、紡績業の場合「工場主ハ職工争奪/手段トシテ他工場ニ附属セル職工紹介人ヲ利用スルコトアリ、即チ該紹介人ニ啗ハスニ利ヲ以テシ、其紹介ヲ経テ他ノ工場ニ備入レタル職工ヲ奪フコト是ナリ(い)」(「綿糸紡績職工事情」の報告)であるが、これを大阪地方において「工女ノ紹介ヲ業」とする「賭博ノ親分」の場合にみるに

「或ハ甲工場ニ紹介シタル工女ヲ数日ナラズシテ乙工場ニ紹介シ又幾許モナクシテ更ニ之ヲ丙工場ニ紹介シ由ッテ以テ手数料ヲ食ルナリ,或ハ当初ヨリ若干ノ工女ヲ個トシ,此工女ヲ率イテ展々工場ヲ転々シテ以テ利ヲ図ルヲ務メタリ……此等ノ手段ハ紹介人ノ間ニ常ニ行ハルル処ノモノニシテ強チ之ヲ以テ例外ノ場合ト見做ス能ハザルナリ(13)」(「綿糸紡績職工事情」の報告)

この官庁の調査報告の如く、かくの如き事例が例外でないことは、同様の不正搾取を工場職員も認めた

ことにより明らかであろう.

「是等保証人〔口入屋〕ニハ悪弊アリ,一人ノ職工ニ付只ダー回保証金ヲ受取ルノミナルヲ以テ保証人 ハ永ク職工ヲ一ツ処ニ置クハ自分ノ収利少キヲ以テー旦入レタル職工ヲ誘拐シテ更ニ他ノ工場ニ入レ換へ 保証金ヲ貪ルコトアリ」、〔この場合保証金は〕

「会社ハ三ケ月間ニ男エョリ三十銭、女エョリ二十銭丈ケ日割ニシテ職工ノ賃銭ョリ取立テ之ヲ保証人ニ渡スヲ例トセリ⁽¹⁴⁾」(「職工事情附録二」)

織物業の場合もまた同様である.

「此二於テ紹介人ハ此機二乗ジ復モ甘言ヲ以テ他ノ機屋ノ評判善キコトヲ話シ之ヲ誘拐シ,一地方ノ工 女ヲ他地方ノ機屋ニ移シ,其度毎ニ工女ヨリ一円以内機屋ヨリハ一円位ノ手数料ヲ取リ以テ自己ノ利得ト ナスナリ,左レバ紹介人ハ笛ニ子女ヲシテ可憐ノ境遇ニ陥ラシムルノミナラズ,工女争奪誘拐ノ為ニ工場 主ヲシテ亦不數損害ヲ被ラシムルコトナルナリ(15)」(「織物職工事情」の報告)

周旋人の不当なる搾取の対象とされたものは、ただに労働力担当者及び工場経営者からの手数料のみではなく、当時の雇傭契約に一般的に附随した「前借金」もまた通例彼等の搾取するところであったことが注目される。「織物職工事情」は次の如く報告している。

「彼等〔周旋人〕 ノ多クハ自己ノ利ヲノミ計リ 毫モ徳義心ナク、 工女募集ニ当リテモ 不正ノ手段ヲ ジャ、工女ノ前借金モ実際工場主ヨリ受取ル所ノ幾分ヲ与フルニ過ギズ」、「桐生足利地方ノ紹介人ガエ女ヲ 募集スルヤ…種々ノ甘言ヲ以テ地方父兄ヲ迷ハシ、甚グシキニ至リテハ誘拐ニ近キ所為ヲナスモノアリ, 其前借金ノ如キモエ女ノ父兄ニ与フル所実際工場ヨリ取ル所ノ半ニ過ギズ(18)」

「日本之下層社会」の著者もまた同地方につきより詳しく記述している.

「世話人なる者あり、桐生足利の桂庵と結托し、……約定金中の幾分は、前借の名を以て世話人と桂庵との手に何時の間にか入り居るをかれ等工女は知らざるなり、連れ立ち来れる世話人は去り、前借せられ居るを主人より説き聞かさるるに及びて初めて驚き、藻掻き、悲みつつあるを桐生足利に於て見ること稀ならず、七年の期を以て二十四を約して其の半分は世話人と桂庵とに恋はれたる者あり(17)」

二 (1) 労働力調達の封建的方式たる「争奪」の形態は右に示した如くであるが⁽¹⁸⁾,「争奪」が意味するものは、労働力に対する人格ぐるみの奴隷制的把握であり、法的に表現すれば労働力に対する「物権的支配」が観念される。そして、労働力に対する、この一種の「物権的支配」なるものは、周旋人による前借金・手数料の搾取行為に直接に結びついており、手数料搾取のために「工女ヲ餌トスル」ということの中に横たわるものは、とりもなおさず、労働力保持者の自由・独立の人格を無視し、これを商品=物的に把握する人格的支配関係であって、これは人格者に対する物権的支配の観念に依存するものといわねばならぬ。そして、それだけにまた、周旋人の搾取たるや、封建的性格のものであることを否みえないのである(この点はなお後にも言及するであろう)。

ところで、「争奪」という、近代性を著しく欠如した労働力調達の行為に現われる、労働力=人格者に対する物権的=絶対的支配は、それ自体は、近代法原理が容認しえない、それに矛盾する、それには外的な存在であることはいうをまたないが、それが社会学的な法的関係として存する点に留意せねばならぬ。 農村子女は市民的規範原理が支配する世界においては 奴隷 ではないからで ある。何ものによっても侵害されることのない自由・独立な、工場主・周旋人とは平等な人格の法主体である。身分的支配の絶対的な性格が近代法=民法典の中に求められるとするならば、それは既に言及した、明治民法(家族法)が規定する戸主の家族に対する身分的支配権をおいて外にはない、然るに、雇備関係に登場してくる工場主も、まして周旋人も、彼等の農村子女に対する関係は、血縁関係に基礎をおく身分的関係ではなく、全く個人対個人の互に対等な関係である。近代民法典において絶対的支配の観念が容認されるのは、人格にとって外的存在である財貨(物)に対する物権の支配のみに止まり、典型的には、それ自体の中に何らの制約的契機をもたない所有権の物に対

する、絶対的支配である。従って、それ自体物ではなく、その保持者たる子女の人格・身体と不可分離の関係にある労働力は、物権的支配の対象となりうるものではない。故に「職工争奪」の事態について観念される、労働力に対する物権的な絶対的支配なるものは、近代市民的規範原理にとっては濃厚に異質的な、それには明らかに矛盾する人間関係の存在を表示するものである。

(2) 市民法原理的に異質的な、これに矛盾する絶対的な支配関係が、かかる支配が法原理に基礎づけられることはないが故に、社会学的な法的関係として、雇傭関係に実存するところに、民法典 = 法律制度の欠陥 —— 一面性 —— を表示する、 雇傭関係の封建的性格を理解 せしめるものである. してみれば、近代法典の近代的原理に全く基礎をもたない、この社会的法的関係としての、労働力の人格的要素を度外視した絶対的支配は、法的にはどのような構造をもつものなのか.

畢竟それは,農村家庭における親の子に対する,身分的支配権に根源を求める外には妥当な理論 づけはなしえないであろう。つまり、家長の子女に対する身分的な絶対的支配権は具体的には子女 ・労働力担当者をして雇傭契約における当事者資格を剝奪せしめるのみならずして、むしろ、いわ ば契約の対象化 (実は即ち家長の前借 金契約の担保価値として 子女労働力が現象する) を機能し た、かかることが現象するところに、家長・子女の脳裡を支配する、自由・独立な人格対人格の対 等の関係という,市民社会的規範原理が妥当すべき人間関係である,近代的な契約関係を意識しな い,それを越えた封建的な「身売り」意識が横たわっている. 雇傭契約の締結に際して農村家庭の 内面に支配的に存在する、この近代性をはるかに遠ざかる人質的観念こそは、工場主・周旋人の近 代者的搾取意思が当時の段階において最も容易に依存しうるものであったのである.(そういうも のに依存したが故に、彼等の搾取形態は近代的合理性を欠如するというべきである). 即ち、産業 資本家が労働力調達 のために経済的支出を免れ んとする意思は, 必然に資本制以前的な 「強制」 (Zwang) に依存する外はない⁽¹⁹⁾. ここに「争奪」の意義があり、また資本の封建性がある. 「争奪」という封建的な労働力確保の方式が採られるところに現われる労働力保持者の人格の不自 由・不平等——市民的自由の剝奪従って市民的規範原理に違反する従属的地位は、かような意味に おいて、労働力保持者本人が、市民的規範原理に矛盾する身分的支配の下に、雇傭契約の当事者た る主体的地位を剝奪され、契約関係から排除されるばかりか、反って、契約一取引の客体的地位に 従属せしめられたことに不可分に結合するものといわねばならない.

「労働力」が、それが不可分離に結合する人格的要素から切り離されて、物的に把握されることに基礎をもつ「労働力」争奪の現象形態と、労働力保持者の契約当事者資格の喪失とは、一個の身分的な絶対的支配の観念の必然的に生み出す 両頭ともいうべく、 両者は 不可分に結合することによって、雇傭契約関係が、労働保持者の意思に基礎をおく、労働力をめぐる自由な取引の関係としての、近代的な意味を喪失することを可能ならしめ、その意味において、それが市民社会的法秩序から逸脱することを結果するということができる。

(3) ともあれ、誘拐・争奪、監禁などを基本的類型とする工場経営者の労働力調達の方法は一方において、それらの行為自体が近代法典(この場合は特に刑法典・憲法典)に抵触する反社会性をもつ犯罪類型であることはいうまでもないが、他方においてこれらの行為は、身分的=権力的な形式による、労働力=人身の工場生産への拘束の手段としての意味をもっている。即ち、誘拐・争奪によって、労働力保持者は強力に自由意思を束縛され、自己の意思に基づくことなしに、職場へ拘束される。それは、工場主の労働力調達という経済的動機によるものであって、同時に一種の経済外的強制である。つまり、何らの現実的結合の関係の存在しない社会的関係において、身分的隷属が前提とされる支配強制の関係が現象することである。端的には、そこに、明治憲法典が抵抗を感じる法律問題が伏在するし、別の角度から表現すれば、いうなれば、近代憲法を生み出した、かの市民革命が指標とする、否定すべき社会現象の範疇に属するものを想像せしめる、そのような事態でさえありうる、伝統的な非市民社会的関係であることはくりかえしいうまでもない。「職工事

情」の調査官庁もこのことは指摘するところであった.

「職工モ亦質銀ノ安キ工場ヲ去ッテ高キ工場ニ赴クハ各自ノ自由(***)」、(「綿糸紡績職工事情」の報告) 即ち、居住及び移転の自由(Freizügigkeif)は、法によらざる「逮捕監禁」の禁止とともに、明治憲法と雖も国民に保障した市民的自由権である(大日本帝国憲法第22,23条)、誘拐・争奪・監禁の諸手段は、農村子女が保有する、この市民的自由=人権の侵害たる要素を濃厚に含むと同時に、また明治刑法典の定める誘拐・脅迫・暴行・監禁という、それぞれの犯罪構成要件をも充足する要素をももつものであることはいうまでもあるまい。

してみると、ことには二つの問題が考えられるであろう。一つは、「争奪」が「検束」の性格をおびる限りにおいて、工場経営者か問旋人は、恰も私的答察権の主体として、農村子女・労働力保持者に立ち向うところにおいて、かかる公法上の答察権的絶対的支配の対象=犯罪人的地位に存在形態を示すところに労働力保持者の歴史的な従属状態が赤裸々に表示される。二つには、かかる憲法、刑法違反の法律責任が社会的に、特に答察官庁によって充分に追求されず(「職工事情」附録一は若干の刑事訴追のケースを記録しているが)、また被害者・農村子女側においても、これが刑事訴追を充分には実行することのなかったという点に、明治社会全体の、就中官憲の近代的人権の意識が余りにも著しく低調であったことが実証されるものである。余りにも根強く支配する封建的遺制、とりわけ身分制的差別観念に過渡的に依存する資本の労働力確保=能率増進策と周旋人の不法搾取が、かくして近代法典を有名無実化したのであり、明治憲法が昭和憲法におけるが如くに、近代民主的「基本的人権」の観念を構造原理として採用しなかった、という憲法上の法理的批判はこの場合余り問題とはならないと考えるのである。

三(1) 工場主の労働力 調達の方法が「争奪」に代表される 原生的形態 ——封建的方式—— に依存することによって、労働力は、それを所有する子女の自由意思により、工場生産関係へ移動しえなく、何らの意味においても、身分的結合関係に立つことなき他人による一種の物権的支配の下に、労働力が人格ぐるみの拘束によって工場生産へ結合されることは、被説するまでもなく、労働力の工場生 産への結合が、法律関係たるの実態を失わしめる ものである。 労働力と生産手段所有権との結合を媒介する法形式が、近代的契約概念の実現を排除する身分的な絶対的支配の形式によったことについての、他の一つの起動的な役割は、農村労働力を主軸とする出稼型賃労働が必然する、周旋人の存在に帰せられる、ということは強ち誇張ではない。

くりかえしいうように、近代的意味における資本家と労働者として労働市場に立ち 現われる限り、産業資本家と子女・労働力所有者との間は、人格的・身分的な関係には無縁な、個人対個人の関係である。近代法の予定する、この近代市民的規範原理は、雇傭契約当事者に対しては本来第三者たるべき問旋人と子女との関係についてもまた当然妥当すべきものである。問旋人はただ、労働力保持者に対する支配を、家長の身分的支配から切り離して、資本制工場生産に現象するであろう異質の支配関係に転化せしめる過程に介在して、この転化を媒介する地位(職業紹介)に精々止まるべき筈である。然るに、事態はこれを越えていた。媒介は争奪=強制(Zwang)を以て行われたのである。従って、この事態についていえることは、問旋人と工場経営者との間に労働者募集に関する契約が存したか否かを問わず、労働力保持者は、周旋人に対する身分的な隷属が前提されるところの、人格の独立性を欠いた従属的存在形態を示し、そして、それを通じてまた労働力保持者は、工場経営者に対しても身分的支配従属の関係に立つことを、雇傭契約の締結過程に現象することである。市民法原理的に社会的妥当性をもたない、周旋人の媒介行為が一般に随伴した、いわゆる「中間搾取」の事態は、労働力保持者の周旋人に対する、この人格的隷属の契機が、存在することを前提とするのでなければ理解しえないものである。(この中間搾取の点について(3)においてなお附言したい。)

工場労働者たるべき、自由意思による目的の下に、職業紹介を申込み、これに基づき、予め両者

(一方は子女または家長)の間に合意された手数料が授受されるという,近代的法形式による過程を経ることなく,周旋人は,「争奪」〔=後述の欺瞞〕という,封建的方式による媒介行為に対する報酬として,周旋人が一方的に決定した手数料をば,前借金(実は子女の労働賃金の変化形態)から強力を手段として天引し,場合によっては前借金の半ばをも一方的に収取するのである.しかも重要なことは,かかる近代法原理には依存しえないい中間搾取は,子女労働力の経済的価値の実現を以て担保とする前借金契約の拘束が背景となる,子女労働力の職場への拘束一労働の強制を強化する一つの契機として作用することである.

労働力の「争奪」は、かくて、周旋人及び産業資本家の両者の互に相反する事由に基づく(周旋人は工場主からも手数料を収取することは既に言及した)経済的利益に、同時的に奉仕することによって(by)、農村子女に対しては、その労働力の工場生産の内面への拘束=強制の期間を実質的に延長する条件ともなりえたのであり(そこにいう「拘束期間の延長」の根拠となるものは、第二節の註(4)に記した、工場主による極渡の低賃金からの周旋人に支給する手数料の一方的天引の事実であり、これによって、工場主は労働力所有者に対する身分的支配を強化しえたことは、労働力所有者にとっては反対にそれによって収入減を来し、それだけ前借金に拘束される期間が長期化することになるのである。)、ここに労働力「争奪」〔=中間搾取〕 —— 一種の経済外的強制 —— が初期の資本制工場生産関係の中に支配的な、封建的な身分的支配の性格に何程か結合する、いわばむしろ体系的な意味をも見出すことが可能である。 蓋し、このことはまた、「誘拐・争奪」=中間搾取が農村子女に対する「欺瞞」を不可分の要素として行われたことによって、一層明らかにされるのであるが、段を改めて述べよう。

(2) 周旋人が職工募集—労働力の資本制工場生産への結合を媒介する過程においてなす甘言・欺瞞は通例のことであったが、これを抜こせしめた原因は、原蓄過程における強行的な収奪による農村家計の窮乏、農村の封建的な諸関係からは何程かは隔絶的な未知の近代的工場生産関係に対する不安、稍々法的にいいかえれば、家族的共同体的関係から近代的個人的関係への転換に対処すべき農村家庭の主体的能力の欠如などを、綜合した事態に帰せられるであろう。

さて、周旋人の媒介方法=欺瞞の要領は、「職工事情」がいう「勧誘ヲナスニ就テ職工生活ノ快楽ヲノミ説明シ、毫モ其疾苦ノ状ニ及バザルヲ常トス $^{(21)}$ 」 にあるが、 その具体的事態の主要なものを参考までに示せば左の如くである.

「綿糸紡績職工事情」によれば

「労働時間ニハ一定ノ制限アリテ 其以上ハ 各自自由ナル生活ヲナスヲ得ルコト, 毎週 一日ノ休業日アリ, 其日ニハ芝居見世物ノ観覧ヲナスヲ得ルコト, 寄宿舎ノ食物ハ極メテ美味ニシ而モ無料ナルコト,又 其ノ受クル処ノ賃銀ハ地方郡村ニテ労働ヲナスニ比シ数倍ナルコト,各種ノ賞与救済ノ制具ハツテ其額モ亦少キニ非ザルコト,学校及病院ノ設備アルコト,契約年期中ハ勿論入場即日タリト雖モ意ニ満タザルコトアラバ何時ニテモ帰郷スルヲ得ルコト,都会見物ノ好機会タルコト等甘言致ラザルナキ云々(22)」

「織物職工事情」の調査によるも全く同然であった.

「職工生活ノ愉快ナルコト,待遇ノ善キコト,給料ハ充分ナルコト,其他食物労働時間等ヲ偽リ、田舎ニ焼リ居ルヨリハ機織ヲ習ヒ帰国スレバ立派ニ一人ニテ生計ヲ為シ得ルヲ以テ却テ幸福ナルベシ、甚ダシキハ唯ダ見物スル積ニテ行キ厭クレバ帰郷スルモ可ナリト説ク等種々ノ方法ニヨリ父兄及女子を勧誘スル云々(23)」

「日本之下層社会」の著者もまた足利桐生地方の実情につき

「地方に世話人〔周旋人〕なる者あり、桐生足利の桂庵と結託し、足利に至れば着物は思ふままに着るを得べし、など児女の喜ぶべき言を以て先つ少女を瞞著し、更に百方弁を尽して其の父母を勧誘し機業地に伴ひ来るを常とはなす(24)」

これらの甘言が欺瞞であることについては第二章以下の全内容がそのまま証左となるが、ここに 直接に女工の言をきけば—— 「職工事情」調査員と元紡織女工との問答.

乙「○○紡績ノ綛場ニ入リタラ,ヨカロト云ッタ綛場ナレバ危イ機械モナク紫人ニモ直が出来ルト云フタ,毎月小遺ハ使ヘル,其他三円ハ蛇度国ニ送ラセルト云ッタ,其外色々甘イコトヲ言ッタ.

甲「一日ニ日給ガ二十銭デ其内飯代ヲ六銭引ク許リデアルカラ毎日十四銭宛残ルト云フタ,処ガ来テ見レバ日給ガ十三銭デ飯代ガ七銭五厘引カレル…夜モ仕事セネバナラヌカラ身体ガツヅカヌ

乙「仕事時間ノ話ハ○○○サンガシタガ,ソレハ朝ノ六時カラ晩ノ六時迄デ昼許リト云フタ,○○○サンノ云フタ事ハ皆虚許リグ…又 旅費ハ総テ呉レルト云フ 事デ来タノダト 抵抗シタケレド役人ノ云フニハ取次ノ者ハドンナコトラ云ッタカ知ラネドモ旅費ハ弁償サスコトニ会社ノ規則デアルト云フタ(25)」 また他の紡績元女工の同調査員に対する談は

「然シ来テ見レバ案外前ノ言葉ト異リ、食物モ宜シカラズ、賃銭モ初メテノ事ナレバ極メテ廉ニシテ兎テモ相当ノ衣類ヲ調フルコトヲ得ズ、況ンヤ、貯金又ハ国元へ送金スルオヤ(28)」

而して、この「欺瞞」が周旋人の手数料その他の搾取と直結するものであることは「職工事情」 の調査者も

「紹介人ハ職工一名ニ付キ工場ョリ大概一円内外ノ手数料ヲ得ルノミナラズ,場合ニ由ッテハ特別ノ賞与ヲ受クルコトヲ思ハバ此種ノ甘言欺瞞モ強チ無理ナラザルコトヲ知ルベシ⁽²⁷⁾」(「綿糸紡績職工事情」)

と報告し認めるところであるが、子女・労働力保持者において甘言が欺瞞なることを覚った結果は どうであったか、再び「職工事情」の報告によれば

「紹介人ノ欺瞞ヲ覚リ之ヲ以テ工場主ニ訴フルモ之ヲ顧ミズ、紹介人ニ迫ラントスルモ彼等已ニ郷里ニ帰レリ、親戚ノ類ルベキ者ナグ故旧ノ与ニ語ルベキ者モナシ、断然意ヲ決シテ工場ヲ辞シ去ラントスルモ旅費ノ出処ナク、又会社ハ其逃亡ヲ防ク為メ諸般ノ手段ヲ講ゼリ云々」(の事情にあり]「如何トモナス能ハズ、涙ヲ吞デ日々ノ労働ニ服セザルベカラズ(28)」(「綿糸紡績」「織物」「職工事情」)

である. 「若之に〔甘言に〕間違あらんには何時にても郷里に帰ることを得べしとは,彼等が慣用する所の辞柄(29)」であるにもかかわらず,実はそれが欺瞞であり,経営者の万策による「逃亡」防止のために「涙ヲ吞デ」工場労働に止まるという事実を考えるとき,欺瞞は「逃亡」に,そして「逃亡」に対応する「逃亡」防止=工場労働への強制に,必然的に結びつく,いうなれば,欺瞞はまた経営者による職場への人身拘束を予定する条件をなすが如くである. 別言するならば,周旋人の中間搾取と直結する,いやむしろその必然的な構成要素をなす意味をもっている欺瞞によって媒介が行われることは,雇傭契約が,等価交換の観念を前提とすることなき,前借金の担保価値として家長がその身分的支配に基づき子女労働力を売りつけるという,子女労働力の身売り観念によって,律せられていることに依存していることを理解せしめるものであり,かくてそこに,欺瞞と直結する媒介行為の性格が,一種の経済外的要素をはらみつつ,それによって雇傭関係の構造を近代法理的には矛盾するものとして規定づける,いわば範疇性に色づけられた,前近代的な職業紹介の方式であることを示すものがあるのである。

要するに、右のことを裏がえしていえば、農村子女一封建的な労働力担当者が初めて、近代的生活原理の規律すべき工場生産関係へ、自己の労働力を投入する過程において、むしろ必然的なものとして経験すべき、かかる欺瞞には、それ自体の基底に、それを意に解しない不徳義な問旋人の、子女の人格の独立を度外視する前近代的支配が、近代者的な搾取意思と結合しながら、前提として横たわっていることを率直に認めざるをえまい。あるいはまた、欺瞞は、周旋人が現実の工場労働生活の封建性=劣悪な状態を予知するところにおいて、正しく欺瞞であり、現実の劣悪な労働条件とは正に相反する甘言を弄する意識の中には、窮迫せる農村家計と農奴制(Kolonensystem)的な地主の小作人に対する支配隷従関係に便乗する、身分的な差別支配観念が支配していることをも否定しがたいのである(30)。

(3) 周旋人の行う中間搾取の点についてはさきに一言したことであるが、なお若干重ねてつけ加

えるであろう。右にいった問旋人の欺瞞行為は、それ自体を取りあげる限り、(契約原理を基準として処理するとき、雇傭契約の効力を左右する法的評価をうけるものの) 現実には、打算的功利主義を特徴とする近代社会において、むしろ一般的存在であり、従って今の場合、周旋人の行う欺瞞も、それを抽象的に観察するときには、雇傭の媒介の営利性から生じる意味においては、近代者的搾取の手段としての面をもつとしても、周旋人は媒介を行った後においては「工女ノ就職シタル家ヲモ父兄ニ通ゼザルモノアリ」、従って「職工ノ父兄ハ其子女ノ何レノ工場ニ在ルヤヲ知ラザルモノ少カラズ」、更にまた「工女が紹介人ノ欺瞞ヲ覚リ、之ヲ以テ……紹介人ニ迫ラントスルモ彼等己ニ郷里ニ帰レリ」という官庁調査の事実(31) を綜合するときに、周旋人の搾取=媒介には市民的規範が容認しえない、すぐれて前近代者的なものが含まれることを否定しようもない、然し、周旋人の中間搾取が当時の労働問題と不可分に問題となる焦点はなおこの外に存する。

周旋人の収取する手数料は名目的には「労働力の農村から工場への、場所的移動と質的転化の媒 介に対する報酬としての面を持つ(32) | とはいえ, この周旋料が既に記した如く, 前借金・賃金か ら一方的に差引かれる点に実は問題をもっている。「此前貸金のノ額ハ工女ノ家元ヲ斟酌シテ之ヲ 定ムルナリ, 去レバ此額ニ就キテハ之ヲ概言スル能ハズ(33)」との官庁の調査が示す如く, 前借金な るものは、子女の父兄、周旋人、工場主のそれぞれの意思と計算の下に決定されるが、当該債務の 現実の履行者たる子女・労働力保持者 (前借金は女工の賃金より差引かれる⁽³⁴⁾)の意思は何ら当該 契約、金額の決定につき参加することはない。もう少し具体的にいえば、前借金そのものには子女 の意思は全く顧みられないにもかかわらず、家長の身分的支配に服従する子女が、その服従義務の 実行としてなす労働によって前借金は銷却せらるべきものであることから、明らかに周旋料の利得 は子女・労働者の搾取一中間搾取たりうる。その上にこの搾取は、右の文章の中に示される意味に おいて近代的な等価交換の観念を前提としない、即ち商品交換法則の法律の世界での顕現である契 約自由の近代法理に矛盾する、法的にはかかる意味を有する、子女の私的自律を失った労働を以て 担保価値とする、前借金の頭をはねるという形において、周旋料が収取されるところに、その封建 的な搾取たるの性格が表白されるわけである. つまり、そのような形で行われる周旋料の搾取は、 それを行う周旋人が人格者対人格者の契約という近代市民的規範原理が規律すべき、労働力の工場 生産関係への結合の関係を、封建的な身売りの範疇内においてとらえる、非市民的規範原理に依存 していることを示唆し、その故にまた同時に子女・労働力保持者の人格に対する封建的な蔑視観念 が併存することを物語っている.

周旋人の中間搾取の下において現われる,子女・労働力担当者の従属状態は以上の分折によって 規定されうるものである.

(註)

- 「綿糸紡績職工事情」,「職工事情」第1巻53頁。
- (2) 「紡績職工ノ募集ニ就テ次ニ注意スベキコトハ職工争奪ノ事実ナリ」(「職工事情」第1巻 53頁).
- (3) 「綿糸紡績職工事情」, 「職工事情」第1巻 53頁参照.
- (4) 「綿糸紡績職工事情」 は次の如く報告する。「工女募集ノ方法ニ就テハ各工場ヨリ社員ヲ派遣シテ募集ヲ ナスコト、紹介人ノ手ヲ経テ雇入ルルトノ二方法アリ、然レドモ……此ノ二種ノ募集法ニ就テ明瞭ナル区別 ヲ立ツルコト甚ダ難シトス、之ヲ要スルニ紡績工場ノ職工募集ニハ紹介人ノ必要アルハ疑フ可ラザルノ事実 ナリ、此紹介人ナル者コソ弊害ノ原因ナル云々」(「職工事情」第1巻51頁).
- (5) 明治42・12・25刊,桑田熊蔵「工場法と労働保険」316頁.
- (6) 「職工事情」第1巻 54頁.
- (7) 同上 179頁, また桑田前掲書 316頁.
- (8) 「綿糸紡績職工事情」, 同前 55頁.
- (9) 「織物職工事情」,同前 249頁.
- (10) 桑田前掲書 310頁.
- (II) 「生糸職工事情」の調査によれば「是等募集人 [周旋人] ト工場主トノ間ニハー種ノ契約ヲ結ビ, 其ノ募 集シタル工女ノ数ニ応ジテ相当ノ手数料ヲ与フルコトトセリ…… 諏訪地方ニテハ此手数料ハー等ノ工女一人

ニ就キー円乃至二円ヲ給スト云フ」(「職工事情」第1巻 178頁).

- (12) 「職工事情」第1巻 54頁。
- (13) 同上 55頁. 傍点は宇田.
- (14) 明治33・9・紡績元職工係並に織布工場職員の談,「職工事情」第3巻162頁.
- (15) 「職工事情」第1巻 245頁。
- (16) 同上 246頁。 傍点は宇田、
- (17) 横山同鸖,岩波文庫版 104頁,傍点は横山,傍・印は宇田.
- (18) 「女工」にみる「争奪」の弊害は男工=鉄工については認むべきものはない。即ち鉄工にあっては、「鉄工事情」の報告によれば「職工紹介人ナル者ナク、職工ト工場ト直接ニ約東ヲナス場合多シ、従ッテ」「鉄工ニ於ケル争奪ノ事例ハ多クハ職工自身ノ自動的行為ニシテ他ノ女工ノ如クニ工場主若クハ紹介人等ノ為メニ誘拐脅迫セラレ已ムナク工場ヲ転ズル如キ他動的行為ニ非ルナリ」(「職工事情」第2巻10頁).
- (19) 「綿糸紡績職工事情」の報告もこのことを裏書している。 曰く「新設工場ニ在ッテハ,新ニ業ニ就キ毫モ技術ヲ解セザルモノヲ備入レ漸次之ヲ養成スルヨリモ寧ロ既設工場ニ就キ己ニ熟練ヲ積ミタル工女ヲ奪フノ 手段ニ訴フルモノアリ」(「職工事情」第1巻53頁)、傍点は筆者。
- (20) 「職工事情」第1巻 53頁.
- 20 「綿糸紡績職工事情」,同上 52頁,なお,農商務省「工場調査要領」47頁参照.
- (22) 「職工事情」第 1 巻 52頁。
- (23) 「職工事情」第 1 巻 245頁.
- 24) 横山同碧,岩波文庫版 104頁.
- 23 明治34・2談, 「職工事情附録二」, 「職工事情」第3巻 206頁. 傍点は宇田.
- (26) 明治34·1談,「職工事情附録二」,「職工事情」第3卷190頁.
- (27) 「職工事情」第1巻 52頁、傍点は宇田、
- (28) 同上、同頁及び245頁。
- (29) 明治43·3·15刊, 関 一「労働者保護法論」314頁.
- (3) 「通勤工女」の場合は「直接若クハ知己ヲ介シ工女タランコトヲ申込ムヲ以テ工場主ト父兄若クハ工女トノ間ニ直接関係ヲ存スルノミナラズ、……ヲ以テ其間弊害ヲ認ムベキモノ少ナシ」(「織物職工事情」、「職工事情」第1巻244頁)とされる事実から推しても、周旋人の媒介過程に存する封建的なものが農村の身分的な前近代的支配関係に依存するものであることは疑うべくもなからう。
- (31) 「職工事情」第 1 巻 247, 66, 52頁.
- (32) 吾婆光俊「近代社会と労働法」19頁.
- (33) 「生糸職工事情」,「職工事情」第1卷 178頁.
- (34) 「此前借金ハ工女ノ執業中ノ賃銀ョリ之ヲ控除スルハ言ヲ俟タズ」(同上 同頁).

第三節 「職工」の偽名詐称と「職工登録制度」 (労働力確保の前近代的方式(2))

雇傭関係に横たわる労働力所有者=人格者の前近代的な要素が織り交わされる従属状態に関する問題点は、前二節に展開したものの外に、なお若干の特殊なものが文献に記録されている。ことに取りあける、「争奪」した労働力所有者の偽名詐称と「職工登録制度」の二つもまた、日清戦後の激甚なる労働力調達の競争の渦中にあって、労働力確保のために、工場経営者が採用した苦肉の策であった。これらの方法も、生産能率増進という資本主義的要求に根ざすものではあっても、それら自体には、また等しく経済外的(ausserökonomisch)にして同時に資本制以前的なものが含まれていることに歴史的な意義がある。ここに若干の論及を試みる所以である。

→ 先ず、偽名詐称であるが、これは争奪した労働力所有者につき、下記の形態において強制によって行われる。

「綿糸紡績職工事情」によれば

「某工場ハ職工名簿ヲ調製スルニ当ッテ本名簿ト仮名簿トノ二種ヲ作り、仮名簿ニハ争奪シタル職工ノ 偽名ヲ記載セリ、今該工場ヲ乙トシ争奪サレタル工場ヲ甲トセバ、甲工場ハ乙工場主ニ向ッテ職工ノ返還 ヲ請求セシニ乙工場ハ此仮名簿ヲ示シテ該工女ヲ傭入レタルコトナキノ事実ヲ証明スルナリ、此場合ニ於 テ甲工場主ハ明カニ該工女ノ工場ニ在ルコトヲ認ムルモ、乙工場ノ職工名簿ニ其氏名ナキヲ以テ之ヲ如何 トモスルコト能ハズ、却テ乙工場ニ向ッテ其疎漏ノ罪ヲ謝セザル可ラザルニ至ルコトアリ(ロ)」 それが経営者の強制によるものであったことにつき、紡績女工の「職工事情」の調査員に対する談話 「名前ヲ変ヘテ〇〇ニ入リタ、会社ノ人ガ名前ヲ変ヘロト云フタカラ、グカラ〇紡デハ〇〇〇〇ジャッタケレドモ〇〇デハ〇〇〇〇〇デ入リタ⁽²⁾」

「争奪」を意に解しない前近代的意識が,偽名を詐称すべき何らの市民社会的責任を有しない労働力所有者に対し,偽名詐称を強制することはまた容易なことであったであろう。理由なき偽名詐称そのものは,明らかに市民的規範に基準をおく市民社会的妥当性を欠くは愚か,直接的に独立の人格の尊厳に対する侵害無視に外ならない。より詳しく分析的にいえば,そこにかくされて横たわるものは,「返還ヲ請求セシニ・・・・・仮名簿ヲ示シ」てこれを拒絶し,拒絶された工場は「其疎漏ノ罪ヲ謝」すとの事態が明示する如くに,労働の自由と市民的権利の主体者が,恰も牛馬=商品(=sache)に対すると同一性格を以てする,一種の経済外的な強制による支配(gewaltsame Herrschaft)の恣意に対象化されていること,即ち資本制以前的の一一身分的な絶対的支配の存在である。なお,いいうるならば,ここにもやはり労働力に対する一種の物権的支配をさえ思わしめるものが横たわるのである。いや,労働力に対する物権的支配が企図され,またそれを可能ならしめる非市民社会的=身分的規範原理に労働力所有者を束縛せしめておく意図が表示されている。そしてこれを別言すれば,偽名使用の強制は労働力の職場への拘束=身分的隷属の前提条件を準備するものであり、よって、それ自体は労働力の職場への拘束=身分的隷属の前提条件を準備するものであり、よって、それ自体は労働力確保の方法としては近代性を越えたものであるとの批判を免れない。かくて二重名簿の形式による偽名詐称の強制の下において,労働力の人格的要素の無視,従って労働力所有者の人格的隷従状態が理解される。

二 前段における分析の基調は、すぐれて、またいわゆる「職工登録制度」についても概ね妥当 するところのものである。

さて「平野村誌(下)」には次の如く記されている.

「明治二十七八年以後製糸業の発展と共に、特にこの地方〔諏訪地方〕斯業経営者に最も多くの困難と苦痛を感ぜしめたものは職工募集のことである。釜数の急激なる増加は職工殊に工女の増員と到底同率に進み難く、……勢い各製糸工場間に猛烈な争奪戦が行はれることとなった。…果ては募集従事者〔「多くは見番其他の男職工である」〕間に争闘を生み流血の惨事さへ見るに至り、業者も漸くその弊に堪えられなくなって来た。ここに於て明治三十四年十二月…の七社は、相互に徳義を重んじて他工女を奪取せざることを申合せた規約書を作製調印するに至った。(3)」

これは即ち有名な「岡谷製糸同盟」創設(正式成立は翌35年12月)の事情であるが、この引用文が明示する「製糸経営者に対し精神的にも物質的にも多大の苦悩を感ぜしめ」た工女争奪(同前誌・下433頁)の防止方法として、右同盟の採用したものこそが「職工登録制度」であり、該同盟規約に定めるその骨子をみれば次の如くである(4).

- (1) 「工男女姓名台帳ヲ設ケ新規雇入工男女ノ受附番号ニョリ順次登録シ」(第1条),「弐個所以上ニ契約セシトキハ,先ニ登録セラレタル工場ニ先取権アルモノトス.」(第2条)
- (2) 「同盟者中ノ他ノ家ニ於テ前年度夏挽ニ五日以上入場シタル工男女ハ, 其翌年壱ケ年ハ雇入ヲナス事ヲ得 ズ.」(第3条)
- (3) 「伝習工女ハ…此期間中(三ケ年間を伝習工女とする一宇田)弐ケ年以上他へ就業セザレバ雇入スル事ヲ 得ズ. …弐ケ所以上ニ就職シタルモノハ,就業日数ノ多キ方ヲ以テ権利アルモノトス.」(第3条)
- (4) 第2,3条に違反し「雇入就業セシメタル場合ニ於テ権利者が…同行引渡ヲ請求シタル時ハ被請求者ハ直 チニ引渡スベシ、若シ本人不承諾ノ時ハ解雇スベシ、」右の請求あるにかかわらず「後日就業セシメタル時 ハ工男女壱名ニ付金五拾円ノ罰金ヲ差出シ、工男女ハ権利者へ引渡スカ又ハ解雇スベシ、」(第4条)
- (5) 「権利工男女ニシテ其年度同盟工ニ就業シタル事ヲ発見シ得ザル場合ト雖モ権利ハ消滅セズ.」(第5条)

労働力確保を個別資本間において調整しようとする経済的動機に起点をもちつつ,「労働力」を 登録することによって (「権利工」),労働力所有者 = 「権利工」を個別資本の下に束縛しておくため の,資本家の労働力に対する支配・拘束が企図されることはいうをまたない。それは職場への労働力の拘束の方式としては、明らかに契約自由の近代法原理に対立しながら、後に(「工場削」の章)論じる「解約違約金約款」(過愈金)や、鉱山における、納屋制度と共通する、封建的要素を濃厚に内在するものであり、この封建的性格は、労働力所有者の資本家への身分的隷属を確保するための、それが物質的基盤をなす点に求められる。少なくとも、傍点の個所を綜合的に理解するとき、労働力に対する商品的把握=物権的支配の顕現化は蔽うべくもなく、いいかえれば、ここに理解されうることは、労働力の基本的形態たる商品性は、その人格ぐるみの商品化が現象するところにおいて、自己貫徹をなしえざることでなければならぬ。その意味において、正しく「労働力」の登録であり、労働力所有者の退職(=解約)の自由意思は、資本家の自由意思の恣意的支配下に従属せしめられていること、多言を要しない、就中、第4条が規定するところの、規約違反の雇入に対する資本相互間の私裁=罰金制は同盟意思の核心として着目すされるが、登録=「権利工」の使用「1名ニ付キ」罰金何円が措定されるところには、少なくとも、労働力に対する物権的な絶対的支配を可能ならしめる身分的結合従って強制の原理が前提とされることは理解するに難くない。

しかも、この制度の実施により確保される、労働力所有者の自由に対する拘束は、一方にあいて、私法的には契約自由主義に対する、強力と結合する重大な制約を伴いつつ、他方において、同時に明治憲法典に保障される市民的自由権(居住及び移転の自由、従ってまた明文はなくとも原理的には承認される職業選択の自由)を侵害する面に接触している。個別資本の共同意思とはいえ、それが労働力所有者の自由意思に結合をもたぬ限り、それが労働力所有者の労働力取引の自由を拘束する、何らの法的根拠はない筈である(たとい労働力所有者の自由意思を媒介とするも、相互の契約内容が市民的規範原理を基準とする社会的妥当性をもたぬ範囲においては、憲法的法律問題としてなお残るものがあり、その場合には恐らく合憲性をもたない)。かくて、同規約の中において、資本の社会的権力は恣意的に自己を実現しつつ、かたや労働力所有者に対する身分的絶対的支配を予定し、かたやまた、憲法を空文化する可能性を内在するところに重大な意義が見出される。蓋し、資本主義確立期に、封建的隷従形式が、資本の自由の絶対的支配の下に、復活再編成(しかもこれが一定の範囲の資本圏において機構的に)されている事態をまたそこに見出すことを理解しうるからである(5)。

(附記)

労働力調達の前近代的方法に属するものの一つとしてなお附言することが許されるならば,紡績工場や製糸工場において, 激甚なる労働力争奪戦に際会したとき,性的関係が利用された事実に注目する必要があるであろう.

「綿糸紡績職工事情」の報告. 「殊ニ己甚シキハ其容貌ハ以テ女工ノ心ヲ動カスニ足ルベキ男工ヲシテ此任務ヲ帯ハシメ他ノ工場ニ転ゼシメ, 其男工ガ若干ノ女工ト情ヲ通ジ而シテ該男工ノ自己ノ工場ニ帰ルニ及ンデ是等ノ女工ハ情緒ニ絆サレテ与ニ工場ヲ転ズルニ至ラシムルコトアリ(0)」

「平野村誌」の記録、「甚しきは性的関係を結んで牽引策としたものさへあったと伝へられている。(^の)

この後者は諏訪地方における事例に関するものであるが、それは、前述した岡谷製糸同盟結成の動因をなした労働力需要の緊迫が「雇人の雇主を凌ぐ亦誠に善事に非ず、諏訪製糸工女は其雇主たる製糸家を凌げり。(6)」といわしめた程の労働力の供給難に対処すべく考案された、工場労働への「牽引」策であったわけである。然し、これこそは近代的感覚の限界点に達する、従って農村子女に対する人格の無視――一種の経済外的強制の典型的な形態といわねばならぬ。かかる、本能的要素の追加による、凡そ近代性をはかるに越えた、工場生産への牽引策を可能ならしめたものは、工場経営者・産業資本家に存する封建性一資本主義的精神の未成熟を積極的な要因とし、少なくとも農村子女・労働力保持者に関する限り、直接工女募集の任にあたった工場主が「工女の家に宿泊

し」た際,「工女の家に於てもそれを一種の栄誉として欲待するを普通とした.⁽⁹⁾」という明治 20 年頃までの事実に現われるところの,未だ残存支配する上下の身分的階級意識ないしは独立の市民社会人たるの近代的意識の未成熟をば,いわばその消極的な要因とせねばならないであろう.

(註)

- (1) 「職工事情」第1巻53-4頁。なお、生糸業の場合につき桑田前掲「工場法と労働保険」316頁参照。
- (2) 明治34・3談,「職工事情附録二」,「職工事情」第3巻227頁.
- (3) 「平野村誌・下」250-1頁.
- (4) 同上誌 251-2頁による, 傍点は宇田.
- (5) 平野義太郎氏によれば、本制度は明治18年京都商工会議所が封建制下の職人に対する「下札」規約を復活して、西陣織物職工に対してなした「検束」主義の復活再編成とみておられる(平野「日本資本主義社会の機構」316頁参照).
- (6) 「職工事情」第1巻 54頁, なお桑田前掲書 314-5頁参照.
- (7) 同誌・下 250頁, 傍点は宇田.
- (8) 牛山才次郎「日本之製糸業」より引用.
- (9) 「平野村誌・下」433頁, 傍点は宇田.

〔本章の結語〕

「雇傭」は労働市場における労働力売買の典型的な法形式であるが、その基礎範疇は、当事者の一方は必ず労働力所有者でなければならず、労働力の給付は労働力所有者自身の自由意思に基づくべきことにおいてある。雇傭〔=契約〕概念に固有な特徴は、それが労働力所有者=当事者の合意のみによって成立し、この合意以外の作為をその成立要件としないことである。雇傭は諾成契約である。雇傭契約のこの原理は、人間=労働力所有者の市民的自由独立を保設するという近代的原理に立脚している。明治民法典もこの近代的原理を採用したが(契約自由の原則、明治民法第623条参照)、これまで分析してきた雇傭契約の締結過程における諸事態は、すべてこの近代法原理に余りにも対立し矛盾する、前近代的要素を以て充たされていることを知りえたわけであり、よってわれわれは、そこに、近代化の過程に属する明治期の社会構造の法的性格をその断面においてうかがうことが可能である。

労働力担当者の契約当事者資格の剝奪,契約当事者として登場する農家の家長の市民的意識--近代的契約知識の欠如、労働力担当者に対する誘拐と争奪など、これらそれぞれに近代市民法理的 に異質的な因子は、相互に不可分の関係において、資本と労働との結合過程に横たわる一個の封建 的関係を構成している。而してこの封建的とは、要するに、これらの諸形態における現象が有する 法的意味が、労働力担当者に対する身分的支配の要素を内在することによって、市民的規範原理が もともと容認するをえない, 一方的= 絶対的な支配形態における・ 労働力担当者の人格・ 自由意 思に対する拘束侵害を来たすことであることを、 常識的に 理解せしめる、 という点に 根拠してい る。労資関係を成立せしむべき基本関係―過程―ないしそこでの法形式に存する,かくの如く前近 が、さりとて、近代社会の近代性そのものを担当すべき筈の勤労大象の基幹的部分が、彼等がこの ように日本資本主義発達の特異性に規定されて、資本主義的メカニズムの内面に組み入れられるべ き資本主義的範疇性を確立することがなかったという経済的過程での条件よりも、封建的な諸法形 武に規律される農村の生活関係に常時牽引され、意識を規定されたことの方が、雇傭契約締結の過 程に近代性を充分に定着せしめえなかったことに少からざる役割を演じたものといわねばならぬ. 雇傭契約 締結の面における労働力所有者 の従属状態を論定するために、 生産手段所有権の、 「契 約」を媒介として展開される社会的機能——資本の自由なる観念を、抽象的且つ一方的に強調する

ことは、少なくとも初期資本主義の段階については妥当を欠くであろう.

資本制社会は経済的には階級社会ではあるとしても、法的には身分としての階級を容認しない社会であることだけは確かである。資本制社会において、産業資本家であり労働力保持者であるということは、法的な身分の差別ではなく、また資本家が労働者を支配するという関係は、当事者の自由なる意思に基づく契約――雇傭契約――関係の存する範囲内での社会的な現象形態であり、しかも、右の契約は、法的に自由なる意思に基づく合意によってのみ成立するのであり、契約関係の存在しない限りの資本家と労働力保持者との間には、何らの権利義務の関係、ましてや身分的結合の関係は存しない。市民社会はその法的存立基礎をここにもち、一切のものは、人格者の自由な意思を媒介とすることにおいて、社会的妥当性を語りえ、またそこに市民社会法秩序が形成される。以上の事柄はこれまでも部分的には言及したことであり、繰返えしではあるが、敢えて繰返えし述べた所以は、常識的な表現による、右の近代法原理は、第二章以下の全内容に不可分な関係を有することはいうまでもないとして、実は、第二章以下に展開される諸々の原生的な事態や形態、さてはまた法形式の、そしてまた、それらによる、この法の近代性の自己貫徹を阻止することの、端緒ないしは前提となるべきものが、既に本章これまでに論じた中に見出しうるからに外ならない。それは就中労働者の誘拐・争奪に関してである。

既に論述した如く,産業資本家の労働力調達の方式は,頗る非合理的な原生的形態に依存したが,それは誘拐と争奪に集中的に表現される.雇傭契約は,その上に労働者の生活の物質的基礎の全部がのせられているといいうる意味において,労働者の生活に密接な関係をもっている.労働者の人間としての生存に密接な関係をもつ雇傭契約の締結にさいして,当の労働力担当者が契約当事者たることなく,その自由意思を参加せしめえないことが,彼の労働生活をして「人たるに値する」ものたらしめないことは期してまつべき必然であるが,今ここにもう一つ着眼すべく重要なのは,そのことが,労働力担当者が労働関係を契約関係即ち法律上の権利義務の関係として意識することを妨げた事実である.

先ず後者について、誘拐と争奪に対応するものは「一朝機会アレバ逃亡ヲ企テントス」るの頻々 たる「逃亡」であった(1) 労働者の出入数において占める逃亡の圧倒的比重(註(1)) は勿論後述に 示される如き奴隷制的労働生活に現実には原因するが、然し、労働条件の劣悪は逃亡の事実上の動 機をなすにすぎず、逃亡の「根本的な理由は、『労働力』 の調達が主として『誘拐』と『争奪』と いう原生的形態に依存して居ったことに対応する退職の原生的形態であったと言ふべきであ」る(2). 労働力を取引する契約当事者としての自由な意思の主体性を剝奪され、身分的=権力的支配の下に 争奪=強制 によって 工場生産関係に送り込まれた子女 ・労働力担当者に, 契約意識が存在せざる はむしろ当然であるというべきである。労働力の移動に関する誘拐・争奪という前近代的方式は同 時に退職の原生的形態〔逃亡〕を規定づけ、後者は前者に対応する解約の前近代的方法であった。 次に前者については、「争奪」 において、 既に、労働力に対する身分的な絶対的支配が企図され、 また絶対的支配を可能な らしめる身分的結合の 原理が予定的に強調 されていることを思えば, 雇 傭契約の中味,工場経営者による労働力の使用方法としての労働条件,その他の労働関係,の決定 について、労働力担当者との自由なる合意が経営者によって配慮される可能性は全く予定されざる は、おのずからまた必然の事情である、反って、即ち、労働契約の内容にしても、また現実の労働 関係の在り方にしても,何れも,そこには契約締結時及びその過程に支配的であった,身分的=権 力的支配がそのまま具体化し規範化して結実する関係にあったのである.蓋し、労働者の雇入(労 働力の調達)に関する封建的方式――非市民的規範原理に依存する――なるものは,当時の工場経営 者の労働力に対する資本家〔近代者〕的支配収取の意思が商品交換-流通過程に現象した一形態で あるにすぎない.

かくして、雇傭と退職の形式は相対応しつつ、両者の中間に位置する現実の労働関係を、また、

そのような形式に適応するものとして包蔽する、いわばその外皮としての意味をもち、そのようなものとして、両者の形式と法的意味は表裏の相関関係に立つものと理解する。これを換言すれば、雇傭契約の締結・過程の面に即してみられる身分的=権力的関係――封建的形式ー――は当時のいわゆる原生的(前近代的)労働関係の、端緒を形づくる、またはその端緒的指標をなすものである。而して、それは、第三章以下に分析される労働関係の封建的性格をば集約して表現するものと理解されるところの契約内容をして、次章に分析する如き一方的・絶対的支配の法構造をとらしめる、その準備・前提をなすものなのである。

(註)

(1) 「綿糸績職工事情」の調査によれば次の如くである.

総じて「各工場職工ハーケ年毎ニ全数交迭スル」実情にあったが、これを某社明治33年の「職工出入細別」の数字についてみれば、「正当解雇」815人に対して「逃走除名」828人(この中、寄宿舎逃亡は半数以上を占める446人)であり、また他社の同年度のそれにおける寄宿女工についてみるに、「解雇」400人、「病気帰休」225人、「死亡」31人に対し、「逃亡除名」は実に2,800人で、これら合計の80%強に達している(「職工事情」第1巻67~9頁による)

(2) 大河内一男「社会政策(総論)」(有斐閣全書)179頁.

〔補 説〕

以上の分析は専ら「職工」と呼ばれた熟練労働者に関するものであるが、序でに、不熟練労働者(鉱山労働者)の場合について若干の補説をなしておこう.

一 わが国の鉱山労働者の世界は「鉱夫社会」として明治末年まで別天地を形成し、除々に解消して行く運命にあったとはいえ、なおそこには封建的遺習を堅く保守する一面が存したことは周知のところである⁽¹⁾.

さて、先ず、坑夫の社会的地位に関する歴史性についてふれておく必要があろう。坑夫は伝統的に最も下賤なものとされたが、その社会的地位を端的に示すものはその出身である。例えば『石見銀山旧記』や佐藤信淵『坑場法律』中には坑夫の出身を示す記述があるが⁽²⁾、これらの記述によれば、坑夫は「近在の百姓及び欠落者、罪人等の集合であった。」ことが知られるといわれ、従って、坑夫の社会的地位は、大工・左官・鍛冶・桶士などの職人よりも、一段卑下されるものにあったのである⁽³⁾。しかも坑夫労働が社会的に賤視された所以のものを説明するものとして注目すべきは、第一に坑夫が歴史的には「苦役労働」とされたことにあり、徳川時代にあっては坑夫を以て「徒刑」の一方法とされたことは有名であり⁽⁴⁾、第二には、第一に照応して、資本制的生産力の発展が未だ充分に高まらない明治初年来から20年頃までの段階においては、鉱山労働は囚徒労働力を基幹としたことにある。

例えば、東京経済雑誌、明20・9・17. 「幌内は空知監獄署に属し、囚徒を以て採坑の業を採らしむ」 郵便報知、明18・8・5. 「此上益々増加すべき者は罪囚にして、是迄の近郡村の良民中炭坑に頼りて以 て衣食の計を立てたる幾百人の労働者は、罪囚即ち坑夫の増加せしが為め多少仕事の上に障碍を被むるの 傾向ある云々⁽⁶⁾|

かくの如く,囚徒労働力が「良民」労働力を排除する事態さえあったが,この場合,不熟練労働における囚徒労働力の使用目的が,「三池炭砿誌」の中に「ソノ目的トスル所採炭ソノモノニアラズシテ,寧ロ囚人苦役ノ良法ヲ得タルニ満足スル(6)」と記録されるところに存することを以てすれば,資本制生産の未発達の段階において,一般的支配的であったことは,鉱山「労働力」の自由な人格性に対する一種奴隷制的無視,つまり,その蔑視観念であることが明白になる。かかる意味において,明治期における対〔不熟練〕労働者観念を端的に表示する「労役者」なる呼称が,明治前期一原蓄期の諸条件の下に最も社会的妥当性を以て通用されうるものは,鉱山労働者に対してであるというべきである。

鉱山労働者の歴史的地位に関する一端は右によって概略知りうるが、産業革命以降においては、鉱業界ないしその労働力人口の躍進的発展で、に伴って、奴隷視的卑賤の地位から除々に脱皮して、近代的に向上を進めたものの、明治の段階に属する限りは、「近代労働者」の一部隊たるの地位への質的転化、その確立は、成就されることはなく、依然「労役者」の典型的存在であったことには変りはない。そして、このことに対応して、最早これまでの如くには有力な制度たりえないとしても、封建的風習は未だ若干の諸形態において残存したことは、ここにおいてもまた事実であり、今考察の対象とする雇傭契約関係についても、伝統的な封建制は撤廃されることなく、明治期中に一般的に現存したことは留意されねばならない。いわゆる「納屋制度」を以てその典型とする。

二 鉱山における鉱夫の雇入の方法は区々であって、納屋制(飯場制),世話制,而して直轄制 、などの坑夫の統轄方法と関連して決定される⁽⁸⁾

直轄制は、資本主義的搾取制度であって、これにおいては、鉱山職員をして直接募集雇入に従事せしめるが故に、この場合は、鉱業権者・資本家と当該鉱夫・労働力所有者との間に、直接雇傭契約が締結されることになるのであって、この制度と納屋制との過渡的中間制度である世話方制の場合とともに、一応われわれの問題外としてよい。

問題は納屋制によるものに存する。納屋制度は坑夫たる者の統轄方法の一つであって、これは封建的搾取形態の残存として、多くの問題を内包するが、ここには本章の課題に関連する面だけにつき、極く概論することとしたい。

そもそも納屋制(あるいは飯場制)とは、労働者の募集(雇入)を始め、「有付」、稼働(入坑)、督励、賃金分配、居常の管理など、すべてこれらが納屋頭なる特定人の支配に一括統轄される方式であって、う。、これらの支配の内容にこそ、頭領の中間搾取が存し、奴隷的(身分制的)方法が諸種の形態において現象したのである。かかる半封建的寄生制度は、明治末年頃における血ぬられた斗争とその後欧洲大戦を経験した資本家の解体の意図とによって、漸次解消するに至るが、明治期にはなお納屋制は支配形態を成したのである。これを経済的視点に立ってみれば、明治期は封建的あるいは奴隷制的搾取——絶対的剰余価値の生産の上にのみ鉱山業や紡績業は存立したものといえるのであるが、その中鉱山業は典形的にかかる前近代的搾取形態を資本主義的搾取形態に追加残存せしめたのであって、それが資本主義的搾取形態に転形し始めたのは大正を迎えてからのことであった。納屋制こそは、この追加される前期的搾取形態の——法的には労働力に対する一種の身分制的支配の——基礎的範疇を成すものである。

三 さて、納屋制の下にあっては、雇傭契約は、鉱業主・資本家と鉱夫・労働力所有者との間に存しない。そこにおいては、納屋頭は、恰も既出の周旋人に相似する、鉱夫雇傭の仲介者あるいは雇傭関係に関する鉱業主の民法的代理人(場合により鉱夫自身の代理人として解すべきこともある(10))と解すべき立場にある(註(1)を参照)、鉱夫・労働力所有者が民法上の契約形式に則して、その自由意思に基づき、納屋頭を以て彼の代理人とする場合は、比較的問題の余地は少ないが、然し、明治期において、凡そ納屋制の存するところ、かかる近代的契約概念に基礎をおく法定型的な代理方式は一般には認められず、納屋頭が雇傭の仲介者たるか、あるいは、鉱業主の代理人の地位にあるか、もしくは、それとの間に請負契約の存する(11) のが基本的形態・特徴を成すのである。即ち、雇入の手続としては、納屋制にあっては労働力所有者は納屋頭を介して雇入を願出でることを以て本則とし、納屋頭は、契約書に、保証人(身元引受人)として、連署せしめられるを常則とする(12)

かくの如き雇傭形態をとる納屋制下にあっては、労働力所有者の雇傭契約関係の部面における法律的関係は、稍々複雑なものが感じられ、民法的概念——民法上の微細なる債権関係の内容あるいは性質によっては律し難いものが認められるが、常識的に表現すれば、鉱業主と納屋頭との間には請負契約が成立し、雇傭契約は納屋頭と労働力所有者との間に成立するものである。従って、労

働力所有者と鉱業主との間には、直接何らの法律関係なきものの如くみられる。即ち、少なくとも 鉱業主に対する関係においては、労働力所有者の意思が問われることがないのは、農村子女の場合 と異ならない。本論稿には、紙面の都合もあって、予定を変更し、省略することとしたが、鉱夫の 労働過程に関する利害関係はすべて納屋頭がこれを負担するところであり、資本家は賃金もこれを 納屋頭に支払うこと、而してまた、納屋頭とその支配下にある鉱夫との間にも、一種の債権契約が 成立するなどの諸点は、そのまま納屋制自体の本質を構成する要素を成すのであるが、かかる労働 関係の特殊な法的関係の前提をなすものとして、雇備契約関係における、上記の如き、近代的契約 原理に親しまない封建的な法形式の意味を理解しうるのである。

何れにしても、納屋制の支配する場合、労働力所有者は、生産手段所有者たる鉱業主との間における、直接の雇傭契約当事者たる地位に立つことはない。しかも、雇傭契約関係において、労働力所有者の意思は、納屋頭(代理人)を通じて鉱業主に結合するという形態をとっての、納屋頭との間における近代的代理契約の形式を媒介として、鉱業主の意思と結合するととなしに、それは納屋制に内在する前近代的性格の共同体的・一家的、従ってまた、一種の身分制的な支配関係に吸引され、かかる半封建的な共同体的支配体制の媒介を通じて、労働力が鉱山労働関係に結合するところに、明治期における鉱山労働者の雇傭の法形式の一般的形態を見出すのである。そして、鉱山労働における、かかる雇傭形式の存在は、経済的側面においては「鉱夫ノ募集困難ナルト其稼働ノ繰込ニ付キ非常ナル手数ヲ要スルヲ以テ(13)」にその理由を求めうるとしても、これを法的側面からみるならば、やはり鉱山労働者の近代労働者たる地位の未確立、就中、その出身と給源地を支配する封建的な身分的支配関係にその素地を求むべきであろう。

これを徴する資料は、鉱夫移動の原由に関する「鉱夫待遇事例」の調査報告の中に見出すことができる。

「鉱夫専業者ト兼業者ニ付キテ其移動ヲ見ルニ……概シテ兼業者ニ於テ移動多キガ如シ、由来此ノ種ノ鉱夫ハ鉱山附近ノ農夫等農閑ノ節ハ鉱山ノ業務ニ従事シ播種収穫ノ季節ニ至レバ農業ニ復帰スルヲ以テ其季節ニ於テハ自ラ其移動頻繁ナリトス、……飜テ鉱夫ヲ専業トスルモノニ就テ之ヲ見ルニ渡リモノノ部類ニ属スルモノハ主トシテ専業鉱夫ナルヲ以テ鉱山密集セル地方ニ於テハ其移動亦決シテ少ナシトセズ、(14)」即ち、鉱山労動力の給源が農村労働力と「渡リモノ」〔=「渡り鉱夫」〕労働力を含むこと、そして「渡リ鉱夫」の範疇に属すると認められる者は鉱夫総数中、平均して概ね50%前後に達し、多き鉱山においては70~80%を越えるものもあること(15) は留意されなければならない。

(註)

- (1) 明治44年刊「日本鉱業誌」55-6頁はこの間の事情を物語るものである.
- (2) 「石見銀山旧記」中には坑夫の出身を示す「在方村々より参候柄山負」なる記述があり、佐藤信淵 「坑場法律」には「最初は僅か二十七人にて掘創しかども、三四年を経るの間に人夫の群り集ること男女凡そ七八百人に及び云々」とあることが指摘される(昭和18.7.20刊, 菊池勇夫「労働法の主要問題」326頁註(5)の引用より借用).
- (3) 菊池・同前 326頁による.
- (4) 坑夫の処刑の方式はまた、その苦役労働者としての賤視から鉱夫が解放され難い伝統性の指標となる。坑夫処刑の事例については大正11.6.30刊,水谷嘉吉「日本鉱業法論」42-4頁の引用参照。
- (5) 隅谷三喜男「日本賃労働史論」243-4頁の引用による.
- (6) 「三池炭砿誌」 4 頁, 傍点は宇田.
- (7) 日清戦役後の明治32年の石炭山鉱夫数60,964人は日露戦役時の38年には79,505人に,同戦役直後の39年時には106,566人(鉱夫総数は187,437人),43年末現在には145,205人(鉱夫総数は238,691人)に増加した. 男女別の割合は,明治43年末には全国石炭山就業鉱夫中,男子は74%弱,女子は26%強の状況であった.以上は,明治39年時の数字は明治41年刊,農商務省鉱山局編「鉱夫待遇事例」により(昭和32.9.15,「九州産業史料研究会」復刻版1頁),その他はすべて菊池前掲替328頁,330頁,331頁の引用を借用した.
- (8) 各鉱山における雇入方法の具体的事例については前掲「鉱夫待遇事例」21—8頁に記録されている.
- (9) 納屋制における納屋頭の性質・職務は必ずしも一様なものではなく, ここに評述する余裕もないが, 明治 末年頃の事情による概貌は菊池前掲售341頁の引用によって明らかである.

- (10) 水谷前掲書 408頁参照.
- (II) 前掲「鉱夫待遇事例」21頁以下に報告される各鉱山における雇入方法に関する記述を参照. 納屋頭が鉱業主の民法的代理人となるか,もしくは請負人の地位にあることは,右の記述の中に示される,募集費が概して納屋頭の全額負担とされ(釜石,足尾,久根など一請負的性格),あるいは会社より納屋頭へ支給される(尾去沢鉱山)という事実によっても認められる(前掲售22-3頁参照).
- (12) 前掲「鉱夫待遇事例」21頁参照。
- , (13) 水谷前掲售 408頁.
- (14) 前掲「鉱夫待遇事例」11-2頁.
- (15) 同上書8-9頁の鉱夫出身地に関する鉱山所在地府県と他府県別の統計表より算出したもの.

(昭和35年10月4日受理)